

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
1	04県央	01地域福祉 施策	01民生委員	民生児童委員について	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員活動は、一人当たり相談件数も増加し、内容も複雑になっている。 ・民生児童委員の定数を減らすという話もあるが、当分は現状数でお願いしたい。また、活動状況を考えると、報酬のアップをお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員の方の相談件数の増加、福祉制度の多様化に伴い、相談内容も複雑・多様化し、非常にご苦労されていることは承知している。 ・しかしながら、委員の定数についても維持していくのがやっとの状況があり、報酬についても今後皆様方の声を聞きながら検討していく考えであるので、ご理解頂きたい。 	2011/3/11 「これから民生児童委員の方に關する検討会」を設置。検討会において、定数、活動、報酬等について総合的に検討することとしている。	地域福祉課
2	03出雲	01地域福祉 施策	02地域福祉 活動	一人暮らし高齢者等をサポートする仕組みづくりについて	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし世帯をはじめとして、地域で暮らす様々な課題を抱えている方を支えるには、全県的に進んできているゆるやかな見守り体制と課題をとらえ問題解決につなげる仕組みが必要。 ・国の安心生活創造事業を平成21～23年度の3年間実施し、市全域で体制づくりを行っているところ。 ・中山間地域でも様々な課題があるが、希望する市町村がなかったと聞いている。3年間しか補助金がないことがネックかもしれないが、県内全域でこのような取り組みが広がることが必要と考えるが県の考えを伺いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安心生活創造事業は、厚生労働省10/10の補助事業で平成21年度から3か年のモデル事業であり、全国では58市町村が取り組んでいる。 ・国は、モデル事業を通じて優良事例を集め全国的に波及していきたいと考えている。 ・平成24年度以降国がどう予算化するか見守っていきたい。 ・県事業として、平成20年度から自治会単位での地域福祉のあり方についてモデル事業を実施しているところ。平成20年度は中山間地域、平成21年度は市部、平成22年度は離島で実施。 ・平成23年度以降も取り組みを進め、事例を紹介し普及していきたい。 	<p>H 2 3 年度新規事業 「しまね流安心生活創造プロジェクト推進事業」</p> <p>事業費：300,000千円 内 容：モデル事業の成果を踏まえ、自治会等を単位とする見守り、支え合いの体制づくりを全県で展開 補助率：10/10</p>	地域福祉課
3	04県央	01地域福祉 施策	02地域福祉 活動	C S Wへの フォロー アップ研修 について	<ul style="list-style-type: none"> ・C S W養成研修で、県央地域は何名養成されたか。 ・他地域での活動状況を教えてほしい。 ・要援護者の地域での生活支援やセーフティネットの体制づくりを行うC S Wの養成要件、資格要件等を示して貰いたい。県央での活動状況も教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・C S W：コミュニティソーシャルワーカーとは、地域住民に対する福祉サービスや生活課題の解決等の調整を行う。平成20年度には年間122名養成。市町村社協の職員が主で、多くは県社協で養成を続けている。県央地域では、平成20年までのところで、大田市で7名、川本町で2名、美郷町で2名、邑南町で3名の計14名である。 ・C S Wとは、コミュニティソーシャルワークの実践者であり、コミュニティソーシャルワーカーという職種があるわけではない。養成課程でスキルを身に付け、それぞれの業務の中で実践しているものと承知している。事例をあげると、松江市の地域包括支援センターが行っている独居高齢者宅のゴミ出し支援、出雲市社協が行っている認知症高齢者の徘徊発見システムのなどは、C S Wが中心となり、構築されたものである。 ・C S Wの養成要件、資格について：受講対象者①市町村社協において、地域福祉活動推進部門を担当する職員②地域包括センターにおける社会福祉士・主任介護支援専門員③社会福祉施設等において地域福祉関係を担当する職員の方を対象にしている。 ・平成21年度にはC S W養成研修受講者を対象に、さらに実践力強化研修を開催し、36名の方が参加している。また、これらの方が自主的にコミュニティソーシャルワーク実践研究会というを作り、活動を重ねている。 	回答のとおり	地域福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
4	04県央	01地域福祉 施策	04その他	権利擁護事 業について	<ul style="list-style-type: none"> ・川本町社協は、基幹社協として権利擁護事業を行っている。美郷町と、邑南町も含め権利擁護事業を行っているが、非常に広範囲。中国5県では自治体で権利擁護事業を行っていないのが島根県と鳥取県と聞いている。権利擁護事業はそれぞれの自治体で行い、財源は一般財源化して貰いたい。 ・生活支援員も身分はそれぞれの基幹的社協職員ということになり、非常に不自然な形である。それぞれの自治体が責任を持って社協に財源を保障し、その中で社協が要支援者に対してサービスを提供していくという事が望ましい姿ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各圏域の生活支援員さんについては、対象の方をたくさん抱えてご苦労されているという話は伺っている。 ・川本町社協に限らず、他圏域の社協や県社協などの実態や他県の様子も含めて、話を聞いてみたい。 	今後検討予定	地域福祉 課
5	07隠岐	01地域福祉 施策	04その他	生活保護者 に対する対 策について	・全国的にも県内でも生活保護者が増える傾向にあるが県の対策はどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年9月のアメリカのリーマンショック依頼、世界的な不況により年末に路上生活者が増えたが、平成21年1月以降県内の生活保護の申請件数が、従来40～50件に対し70件台に増加した。 ・従来は障がいを有する方、病気のある方、高齢の方が多かったが、平成21年1月以降はその他世帯、体は元気であるが離職した、ある程度貯蓄があったが離職したために貯蓄がなくなった、そういうケースが増えている。 ・生活保護は国民の最低生活を保障するということで、どのような理由であれ、生活ができなければ生活保護を受ける権利があるので、申請していただいて適用することが必要。 ・現在、経済対策として、生活福祉資金で離職者に生活資金を貸し付ける、離職にともない住宅を失った方に住宅資金を貸し付けるなど、ハローワーク、労働局サイドでも様々な離職者対策が用意されている。 ・また、ハローワークにおいては、職業紹介をするだけではなく、市町村・福祉事務所等が行う施策を紹介するワンストップサービスも実施されているところ。 ・これらの第二のセーフティーネットといわれる施策で対応して、どうしても生活ができないという場合は、最終的なセーフティーネットである生活保護で対応ということになる。 	ハローワーク、労働局サイドとさらに連携を強化して、就労支援等を実施していく。	地域福祉 課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
6	01松江	02地域医療対策	01医療提供体制	助産師外来、院内助産院開設とスキルアップ支援について	<ul style="list-style-type: none"> ・この2年間、助産師外来や院内助産院開設のための研修が県により実施された。助産師外来開設施設は増加したが、開催日数等考えると、まだ十分とは言えない状況。 ・少なくとも、中山間地でも地元地域で妊産婦健診を実施できる状況にして欲しい。県には引き続きの支援とスキルアップのための支援継続を要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県では院内助産院と助産師外来の開設を促すため、助産師会始め関係機関のご協力を得て、昨年度と今年度の2年間、助産師研修事業を実施している。 ・2年間で県下15施設から41人の受講者があり、2日間の集中講義、施設研修のほか、各施設での取組状況について情報交換する中で、助産師外来の基準や保健指導マニュアルの見直し、開設回数の増加などが報告された。 ・助産師研修事業が助産師外来開設のきっかけや助産師のレベルアップに繋がっていることから、来年度以降は看護協会で引き続き実施して頂けるよう協議しているところ。 ・また、新任期からのスキルアップを図り、スムーズに助産師外来を担うことが出来るようにするために、今年度から新たに県内で統一した助産師卒後教育研修プログラム構築事業を実施する事としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2年間の助産師外来開設支援事業により、23年度に助産師外来開設予定施設が1施設ある。また、新たに外来で保健指導を開始する動きがみられる。 ・県事業終了後は、看護協会の教育プログラムに入れてもらうこととなった。 ・新任助産師卒後教育研修プログラムを作成し、23年度から、集合研修、医療機関相互交流研修を行う予定である。 	健康推進課
7	02雲南	02地域医療対策	01医療提供体制	地域医療に関する事項について	<ul style="list-style-type: none"> ・人口当たりにすると、雲南圏域は最低の医師数である。県全体として医師の偏在が生じないような対策を講じてほしい。 ・公立雲南総合病院を市立病院に移行することで、検討中である。市立病院の開設にあわせ、精神科病棟を閉鎖する方向だが、このことに対する患者への負担、不安も大きい。県として今後とも支援をお願いしたい。 ・県内市町村で地域医療を守るため、専門部署を設ける自治体が多くなっているが、県で情報交換の場を設けてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師確保については、国の制度によるところが大きく、県としても具体的に提案し、医師不足や地域偏在の解消に向けた抜本的対策を要望。 ・県では、地域医療再生計画で基金を作り、今年度から実施。具体的には学生に加え研修医に対し研修資金の貸与制度の創設。また、島根大学に寄附講座として地域医療支援学講座を設け、島根大学を中心に各大学との連携を強化する。 ・雲南圏域は、早くから住民運動として我が町の病院を守ろうとする活動が活発である。このような事が今後ますます重要なと思われるし、県としても保健所を中心にしてこのような活動を支援する。 ・各市町村において地域医療を行政として取り組み、中には医師確保・看護師確保に特化した部署を設ける自治体も増えてきた。県としてもいろいろな場を活用し、市町村と県、あるいは市町村同志で意見交換、情報交換できる場を作っていくたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が主体となった地域を守る活動の支援を引き続き実施する。 ・圏域を越えて住民団体や市町村が情報交換をする場を設置していく。 ・国の動きとして、医学部の入学定員の増（島大2、島大4）や、地域医療支援センターの整備運営への補助事業の創設、地域医療再生基金の拡充が行われた。 ・県としても、既存の取組みに加え、新たな事業を活用し、地域医療の確保を図る。 	医療政策課
						<ul style="list-style-type: none"> ・精神科救急医療システムとして、各圏域ごとに夜間・休日の空床を確保している。雲南圏域では、県立こころの医療センターで空床確保してある。もし、こころの医療センターで空床確保できない場合は、松江・出雲の輪番制を活用し、空床確保する。 ・また、県では精神科救急情報センターを設置している。平日の昼間は各保健所、休日・夜間はこころの医療センターが窓口になる。 ・また、毎月1回「心の健康相談」を雲南保健所において実施している。心の悩みに対し、専門医が健康相談を受けている。予約制であるが、料金はかからない。 	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
8	02雲南	02地域医療対策	01医療提供体制	地域医療再生計画事業について	・今年度申請取りまとめが終わった事業について、追加で提出したい事業もあるが、柔軟な対応はできないか。	・国庫補助事業もあり、県だけで判断できないものもあるが、各現場での要望やご意見は聞かせていただきたい。事業費については、余裕があれば再募集も考えたいし、予算の組み替えなどで要望の多いところには可能な限り応えていきたい。 ・分娩手当の件でお困りとのこと。国庫補助なので、確定的な話は出来ないが、昨年は追加募集あり。今年も追加募集の可能性もあるので、引き続き担当者に相談して頂きたい。	・H22年度の実施・要望状況を踏まえ、H23年度取組に際して、変更可能なものについては対応していきたい。 ・追加要望で対応済み	医療政策課
9	04県央	02地域医療対策	01医療提供体制	救急車及びヘリによる搬送について	・救急車はその地区を主体として搬送されており、もし自分が広島、江津、浜田の医療機関をかかりつけ医としていた場合でも、公立邑智病院に搬送され、応急処置をした後、他の医療機関に搬送される。遠くても適切な治療が可能な病院へ直接搬送できないものか。	・現状においても、症状等ケースによっては、近くの病院を通り越して一番適切な治療を受けられるであろうと思われる病院に運ぶ場合もある。 ・こうした動きは、来年度ドクターヘリを導入しようと調整を進めていることにも繋がっている。導入されれば、大田圏域でも広域的な搬送などはかなり頻繁になると予想される。救急車の動き以上に迅速に適切な医療が提供できるような、圏域を越えた医療機関への搬送が増えてくるのではないかと思っている。	・中国5県でヘリコプターを活用した広域搬送の検討を進める等、圏域を越えた連携の協議を進める。	医療政策課
10	04県央	02地域医療対策	01医療提供体制	医師不足による過重勤務について	・先日、益田市立体日応急診療所の件がTV報道されており、日祭日には開業医の協力を得て診療が行われており、益田日赤病院医師の負担が軽減されたとの報告であった。 ・医師不足が深刻な中山間地でも、このような方法を取り入れていくことは可能か。	・昨年から益田市に益田市立体日応急診療所が出来、医師は市内の開業医が交代で当番に当たる。こうしたやり方は、益田市の他、浜田市や出雲市で設置されている。 ・その他、休日診療所という形でなく、日祭日に複数の開業医が当番で診療を行う在宅当番医制というやり方で対応しているところもあり、邑智郡医師会で以前から行われており、大田市でも本年4月から実施している。 ・県としてもこのように開業医の協力により勤務医師の負担軽減を図っていく事は重要であると考えております、在宅当番医制度や休日診療所の初期救急医療体制の強化を図る市町村に対して支援を実施している。また、救急病院の勤務医師の負担軽減を図るために、病院待機ローテーションの中に開業医が入ったり、開業医が実際に病院で救急業務を実施した場合にも支援している。 ・地元の皆様方にも地域の医療機関を守り育てるという観点でコンビニ受診の抑制などご協力頂きたい。	・初期救急の強化に対する支援や、病院勤務医負担軽減のための開業医の病院業務への協力に対する支援、住民が主体となった地域を守る活動への支援を引き続き実施する。	医療政策課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
11	04県央	02地域医療対策	01医療提供体制	地域医療連携や情報伝達のコーディネートについて	・圏域の医療環境、各サービスを利用しやすく、医療福祉情報が伝わりやすくなること。 ・大田市立病院が圏域の中心的役割を担うのであれば、医療相談室の拡充だけでなく、各種サービスのコーディネートが出来る体制を整えていただきたい。	・各病院では、地域医療連携室とか医療相談室とか名前はいろいろだが、可能な限り医療に関する情報を患者の皆さんや利用者の皆さんに提供するよう努めている。 ・患者さんや家族の方に限らず、一般市民の方も保健・福祉・介護等が連携したサービス提供や住民とのふれあいの空間になることは地域に開かれた病院として意義あること。 ・県内には25か所にがんサロンがあり、半分くらいは病院内にある。サロンの役割は、情報交換するだけでなく、医療を始め、保健・福祉・介護などに関する学びの場でもあり、病院と協働し検診の普及活動に取り組むなど患者中心の医療実現を目指している。こうした運営を参考にすれば、より地域住民に開かれた病院にしていくものと思われる。 ・県も病院や行政を支援する制度を考え、それぞれの地域の実情に応じた形で地域医療が展開される事を期待している。	今年度 緩和ケアネットワーク大田に委託して在宅緩和ケアの普及啓発DVDを作成中であり、今後 これをツールに医療、福祉、介護、サロン、行政等の多職種が連携した地域連携の啓発を行う。	医療政策課
12	06益田	02地域医療対策	01医療提供体制	地域医療対策について	・益田地域における医師の偏在の問題。益田日赤で、脳外科手術が出来ないことや、産婦人科の医師がいないことなど非常に困っている実態がある。是非圏域の医療体制の整備についてお願いしたい。	・県西部、とりわけ益田圏域の医師不足の状況が喫緊の課題であることは十分認識している。それぞれの地域で安心して医療を受けられる体制を確保していくことが極めて重要。 ・医師確保については、国の制度によるところが大きく、県としてより具体的に国に対して提案をして、医師不足や地域偏在の解消に向けた抜本的な対策をとるよう強く要望している。 ・県では地域医療再生計画で基金を作り、今年度から今後4年間事業を実施。具体的には学生に加え研修医に対し、県内医療機関への勤務を誘導するための研修資金の貸与制度を設けるなど、地域定着への誘導に取り組む。 ・また、県内の地域や診療科における医師不足の解消に向け、島根大学に寄附講座として地域医療支援学講座を設け、教授を始め何人かの専門スタッフを配置し、医学生に対し地域医療への魅力をアピールしたり、卒業後の県内での研修をコーディネートする。今後、島根大学を中心に各大学との連携を強化していく。	国においては、医学部の入学定員の増（島大2、鳥大4）や、地域医療支援センターの整備運営への補助事業の創設、地域医療再生基金の拡充が行われた。 県としても、既存の取組みに加え、新たな事業を活用し、地域医療の確保を図る。	医療政策課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
13	06益田	02地域医療対策	01医療提供体制	地域医療対策について	・また、医療機関や関係機関の「機能分化」が考えられていると思うが、益田圏域においてはどのような「機能分化」「役割分担」を考え指導されているか。	・基本的にそれはそれぞれの地域で安心して医療を受けられるような体制の確保が大切。県が平成20年に策定した保健医療計画では、主な疾病等について初期の医療から入院を要する医療、そして高度・特殊な医療までそれぞれの段階における役割分担を示し、それを推進していくため各圏域で保健所をはじめとした関係機関が話し合い医療連携の方策や保健医療提供体制の確保等に取り組んでいる。 ・しかしながら、益田圏域を始め、県西部の医療情勢は極めて厳しい状況であり、専門性の高い医療機能までを含めた全ての医療機能を圏域の中で確保することが困難な状況になっている。専門的な医療機能が圏域内で不足する場合には、圏域の枠組みを超えて相互補完していくことが必要であり、関係医療機関、市町村等の意見も聞きながら連携の強化を図る必要がある。 ・益田圏域では、益田赤十字病院の脳神経外科が4月から不在であるが、脳神経外科機能を補完するため、当面策として浜田圏域とか山口県、広島県とも連携強化し、医療体制確保に努めたい。 ・また、圏域を越えた医療連携を支援し、医師不足による医療機能低下を補完する手段として、IT活用した診療情報共有やドクターヘリの導入準備を進めている。	・関係者が協議して、医療機関の役割分担、連携を推進する。 ・ドクターヘリの運航を平成23年6月から開始する ・病病連携を支援するITシステムの整備支援を進めマンパワー不足を補完する。 ・国においては、医学部の入学定員の増（島大2、島大4）や、地域医療支援センターの整備運営への補助事業の創設、地域医療再生基金の拡充が行われた。 県としても、既存の取組みに加え、新たな事業を活用し、地域医療の確保を図る。	医療政策課
14	06益田	02地域医療対策	01医療提供体制	地域医療について	・今年度のテーマを在宅医療の推進している。患者は早期に退院させられるが、病院と在宅のシームレスな連携がない。在宅ケアでの社会的な制度不足があり、医療と介護、福祉の連携が出来ていない状況がある。	・在宅医療提供体制について、現状では診療所や訪問看護ステーションなどの基盤整備など必ずしも十分な状況にあるとは言い難いと認識している。 ・しかしながら、在宅医療提供体制整備に向けた取組が進められている状況もあり、益田圏域では保健所や市町、患者会などで構成される「緩和ケアネットワーク会議」で緩和ケアを中心とした在宅医療の仕組みづくりが検討されているところ。 ・また、大田市においては在宅緩和ケアの取組として、病院、在宅医、訪問看護、地域包括支援センターなどの関係者が連携した活動が実施されている。県はこの大田市の取組を本年度新規事業の「在宅緩和ケアネットワーク事業」のモデルに位置づけ、県民へ事例紹介し、普及啓発を図っていきたい。	今年度 緩和ケアネットワーク大田に委託して在宅緩和ケアの普及啓発DVDを作成中であり、今後 これをツールに医療、福祉、介護、サロン、行政等の多職種が連携した地域連携の啓発を行う。	医療政策課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
15	06益田	02地域医療対策	01医療提供体制	地域医療について	・医療とは単なる医学と違い、もう少し広い意味で地域を支えていくものだと思う。医師があの益田地域に行ってみたいと思うような医療地域や周りの環境をどう作っていくか、という事を考えていくべきではないか。	・一番難しい問題が、医療であり、益田圏域は非常に広い。圏域内や県外とも非常に出入りが多く、県内だけでは決着が着かない事もある。山口県の医療セクションともお互いに連携を取り、ドクターへりなども相互乗り入れをしていくと話している。医療に限らず学校なども県境をまたいだ話があり、そういう事がこの圏域の課題であり、強みでもあると思っている。 ・圏域同志、島根県と山口県の連携は県が主体でやっていくが圏域の中でどう連携していくかは皆様方も一緒にになって考えて頂くことが必要。現に今、益田地域は吉賀や津和野との連携をしている。こうした事をもう少し強めて行くことが必要と考えている。	・中国5県でヘリコプターを活用した広域搬送の検討を進める等、圏域を越えた連携の協議を進める。	医療政策課
16	07隱岐	02地域医療対策	01医療提供体制	インターネット網整備	・これから医療は、本土との連携、専門医の相談、カルテ、画像送るなど、かなりインターネットを使う。 ・インターネットの基盤整備は、僻地や恵まれない地域ほど、情報網をきちんと敷設してほしい。	・基本は通信施策であり民間事業者が設置することになっているが、僻地や離島など、採算性、利用者が少ない経費がかかるなどの理由からサービスを提供することができない場合は、財政支援により進めていくよう誘導されている。 ・財源としては、国の経済対策や過疎法が6年延長されて過疎債が従来のハードに加えソフト経費もいろいろ使えることになり、このような財源を活用しながら進めていくべきことと考えている。 ・隱岐の医療にとってITは欠かせないので、その基盤をどうすればよいか役場と相談しながら、いろいろなやり方を病院と役場と県の情報政策課といろいろ相談させていただきながら進めていきたい。	西ノ島町と県で協議の上、町において平成23年度総務省補助の申請に向け基本設計を実施している。今後も町と県が連携して補助採択に向けて取り組んでいく。	医療政策課
17	07隱岐	02地域医療対策	01医療提供体制	ドクターへり運用のさらなる検討	・平成23年度にドクターへりが導入される。 ・ドクターへりに産婦人科医か助産師が乗ってきて、妊婦を乗せても大丈夫かということを病院で診察をして、間に合うようならへりに乗せて病院へ連れて行く。生まれそうなら、そこでお産をするなりして、迎えに来るというような運用を考慮に入れてほしい。 ・本来のドクターへりの業務に支障がない範囲で、あるいは、その活用により空いた防災へりの空いた時間で、医療スタッフの行き帰りを利用することができますいいのではないか。 ・現在腹部外科医が島前地区には不在になつたので、緊急時にはヘリコプターを利用するが、緊急ではないが行くのが大変という時に、85歳の寝たきりになりかかっている高齢者のヘルニア、脱腸など、そういう時に、隠岐病院や本土から医師が乗って手術して帰って行くという運用ができるれば非常に助かる。	・ドクターへりは、来年のできるだけ早い時期の導入を目指している。 ・患者を運ぶのではなく、非常勤のドクターを運んでいくとか、手術、産婦人科のドクターを運んで、病院で治療・手術するというスタッフ搬送、医療従事者を運んでいくという、そのような使い方が提案されているが、患者を救急的に運ぶというところに目的が限定されており、提案のようなことは基本的にできないことになっている。 ・島根県で導入するのであれば、非常勤の医師の通勤に使えるとか、手術の応援に使うというような使い方が認めもらえるよう国にお願いしているが現時点では難しい。 ・先般、運航会社が決定したので、医療関係者、市町村、消防関係者が集まって、どのような運航をしていくのかこれから調整作業をするので、使い勝手のよいようしっかりと検討していきたい。	ドクターへりについては、平成23年6月中の運航開始を目指して準備を進めている。 ドクターへりの救急以外の使用については、運航調整委員会の中に部会を設けて検討している。 救急に関する運航が安定したら、検証を行っていきたいと考えている。	医療政策課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
18	07隱岐	02地域医療対策	01医療提供体制	透析医療について	<ul style="list-style-type: none"> ・最近、状況が整えば在宅で透析をするという報道が出てきている。 ・患者が強く希望しており自分でできるなどかなり条件は絞られるが、医療保険などで認められる流れになってきているので、今後支援していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・血液透析は全国的にも例が少なく県内でも例がないと思うが、診療報酬も手厚くなるというようなこともあります、これからは増えていく方向のようである。 ・通院がふようとなることは、本土側以上に島の方には大きなメリットがあると思う。 ・患者や家族の理解や、訓練、トラブルがあったときの病院のバックアップ体制など課題があるようなので、病院と保健所などと、どんな形で進めたらよいかということを検討課題ということにさせていただきたい。 	平成22年11月策定の隠岐広域連合広域計画で「島前地域の血液透析患者について、隠岐病院での透析治療が受けやすくなるよう環境整備を検討する。」ことが示されている。このような隠岐圏域での状況を踏まえつつ、隠岐圏域における透析医療について保健医療計画の推進とあわせ引き続き検討していきたいと考えている。	医療政策課
19	04県央	02地域医療対策	02医療従事者	大田市立病院の外科について	<ul style="list-style-type: none"> ・出雲～大田間の国道9号線は交通量は大幅に増大したが整備状況には変化がない。 ・医師不足により大田市立病院が何故あのような状況になってのか、県が把握している実情を教えてほしい。大田市立病院の再生について将来展望も併せて教えて頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県は東西に長く、全ての圏域で全ての医療が出来るわけではないので、ドクターヘリがあっても、救急車の搬送は有効。医療にとって道路整備は大きな問題と考えている。 ・県西部や隠岐地域で二次医療圏ごとの必要とする医療機能が確保できない状況になっているのは事実。住民の皆様にご不便をかけながら、他圏域との連携の中でやっている状況。圏域の中で出来るところは何とかやっていかねばならないというのが我々の目標。 ・理由はいろいろあるが、医師は非常に厳しい勤務状況の中で頑張ってこられた。いろいろな制度改正の中で、医師は勉強し、自分の技術や知識を高めたいという思いが強い。自分のそういう部分を磨くのはどうしたらよいかという希望があり、どこの大学が応えられるかということ。そういった中で、都会の一部の大きな医療機関が受け皿になっているという事であろうと思っている。 ・医師の働きやすい環境を如何に整えていくかが、一番大事だと思う。財政の差がそのまま格差にならないよう、国の方でしっかりと最低のことはして貰った上で、圏域でも皆で頑張るということ。そういうことを国には具体的な言い方でお願いしている。 	外科医をはじめ、医師の確保については、病院はもとより、市や県など関係機関が一体となり引き続き取り組んでいく。	医療政策課
20	05浜田	02地域医療対策	02医療従事者	看護職員奨学金制度について	・看護職員奨学金制度の説明があったが、返還免除される施設に福祉施設も対象としていただくとよい。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の医療施設等に5年ほど勤めていただければ、お貸しした就学資金は返還免除させていただくという制度。 ・基本は医療施設であるが、等には老人保健施設なども想定。基本的に医療現場の看護師不足に対応した制度として構築。 ・福祉施設にも看護師が多数いらっしゃるということが今後の課題。今年度の扱いはこのように決定しているのが、状況を見て検討したい。 	23年度は拡充予定なし。 毎年度、予算編成にあわせて引き続き検討する。	医療政策課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
21	06益田	02地域医療対策	02医療従事者	看護師の確保について	・看護師、助産師不足については、どのような対応策をとられているか。	・県内には9つの看護師養成施設があり、その内3つが県立養成施設。県内で450名程度の看護師養成枠のうち、160名近くを県で直接養成している状況。 ・益田圏域には石見高看40人定員があるが、数年前まで定員割れしていたが、近年認知されるようになり充足してきた。40人のほぼ全員が県内出身者であり、卒業生の8割程度は県内で就職している。加えて、3年前から地域推薦枠を設け、来春以降順次卒業してくれるので期待している。 ・県内就業促進については、従来の看護学生修学資金制度に加え、地域医療再生計画で看護師、助産師向けの修学資金の特別枠として、県外看護師養成施設の最終学年で85名の枠を新たに設けた。 ・離職防止とか、再就業の促進についても、病院内保育所の運営支援とか新人卒後研修の支援にも取り組む。 ・医師、看護師の定着には魅力ある地域づくり、病院づくりが欠かせず、地元市町村においても医療機関はもとより、地域住民一体となって取り組んで頂きたい。県としてもそのような活動に対し、支援協力していきたい。	有識者による「島根県看護職員需給見通し等に関する検討委員会」で看護師等確保対策の方向性を検討し、平成22年12月に報告書として取りまとめた。 確保対策の効果が一層上がるよう、市町村など関係者と一体となって取り組みを進めていきたい。	医療政策課
22	06益田	02地域医療対策	02医療従事者	看護協会の課題、行政支援について	・看護職員が如何に職を続けられるかが一番の課題と考えている。保育所等整備の問題もあるが、居残り業務等の実態を把握し、対策を考えいかなければならない。職場環境を整える意味で自分たちが努力する部分と行政に支援して貰える部分について教えてほしい。	・看護職員の方の勤務環境の整備の支援を行っていくことが大きな課題であると認識。地域医療再生計画事業を使っての病院内保育所整備の支援や、例えば短時間勤務導入など勤務の多様性を可能にするための財政支援など。 ・また、法律改正により新人看護職員の方への研修について努力義務化された。新人看護職員向けの研修についても各病院で取り組めるよう支援したり、小さい病院で自前での研修が困難な場合などは、合同集合研修が出来るよう県として支援していきたい。 ・看護協会がナースバンクやナースセンター事業を通じ、これまでも看護職員の資質向上や働きやすい職場づくりに努力されてきていることは周知の事実であり、今後もご意見を伺いながら連携して協力していきたい。	有識者による「島根県看護職員需給見通し等に関する検討委員会」で看護師等確保対策の方向性を検討し、平成22年12月に報告書として取りまとめた。 確保対策の効果が一層上がるよう、県看護協会など関係者と一体となって取り組みを進めていきたい。	医療政策課
23	06益田	02地域医療対策	02医療従事者	看護職員確保について	・看護職員のうち、1割程度は育児休暇取得するなど確保に苦労している。 ・労基法改正で、3歳未満の子を持つ職員の深夜業免除が出てきているが、一方の健康保険法施設基準では深夜業は1人あたり月72時間以内という規制があり、医療機関は運営に苦慮している。できればこうした矛盾した施策を改訂して貰うよう国へ働きかけてほしい。	・ご事情は非常に良く理解できる。医師会病院に限らず、どこの病院でも可能性のある話。 ・ただ、大きな流れでは少子化対策の方針の中で動いているという事もあり、元へ戻すのは厳しいと思っている。実情は良く分かったので、関係部局には伝えていきたい。	平成22年12月に厚生労働省が「看護師等の『雇用の質』の向上に関する省内プロジェクトチーム」を設置したところであり、今後の検討状況を注視していきたい。	医療政策課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
24	07隱岐	02地域医療対策	02医療従事者	医師確保の見通しについて	・長期的には医学部の入学者数の増加や地域枠など医師が増加するようであるが、短期的に見ると足りないようだが、どのような支援を考えているか。	・隠岐は離島である特性もあり自治医科大学の医師の派遣を優先したいと考えるとともに、鳥取大学、島根大学に町といっしょになって派遣依頼をお願いしたいと思っているところであるが、今、即、現在いるドクターへの支援策は難しい。 ・昨年度策定した地域医療再生計画において、即戦力のドクターに来ていただくために、赴任していただくときに研修資金を出して1年以上勤めていただければ返還していただきたい資金の提供や、都会地の病院から来ていただく場合に、その病院に損失補填などしている。 ・現在の状況を町と一緒に住民にお知らせしながら、がんばっていただいている、医師、看護師、医療従事者のみなさんに感謝の念を伝え、何ができる負担を軽減できるのか一緒に考えていく機会をつくるということをがんばっていきたい。 ・即戦力にはならないが、隠岐出身者も含め、奨学金貸与者や地域枠推薦で入学された方など100名をこえる学生がいる ・今年度島根大学に寄附講座として地域医療支援学講座を設けており、校内に地域医療交流サロンという部屋もできたので、医療機関、市町村のみなさんに、一人でも多くの方が赴任していただけるよう、学生と日頃から交流を持っていただきたい。	国の動きとして、医学部の入学定員の増（島大2、島大4）や、地域医療支援センターの整備運営への補助事業の創設、地域医療再生基金の拡充が行われた。 県としても、既存の取組みに加え、地域医療再生基金を活用した医師確保対策の実施により、地域医療の確保を図る。	医療政策課
25	07隱岐	02地域医療対策	02医療従事者	薬剤師の確保について	・医薬分業が始まっているから需給状況が変わってきた。 ・薬剤師は6年制になり、給与面で国の基準が変われば対応ができると思うが、現在、リハビリと放射線など医療技術で同一の給与水準ができるおり、薬剤師だけがえるのは変えづらい。 ・県内の状況を教えてほしい。	・直近平成20年のデータによると、島根県全体で1,143名の薬剤師があり、10年前に比べ300名以上増えているが、増加したほとんどは薬局で増加している状況で半分くらいは薬局で従事している。 ・病院従事者も増加しているが、病院内での薬剤指導や仕事が増えていることが不足感があるのだろうと思われる。 ・病院でどの程度の不足感があるのか調査を実施していないが、病院によっては、薬剤師を募集しても確保に苦労されていると聞いている。 ・薬剤教育が6年制になって、今年来年は、薬剤師は新規に出てこない状況で不足感がより出ているものと思う。 ・県としては、医師、看護職員のような大々的な確保対策を行ってはいないが、県の薬剤師会で無料職業紹介（薬剤師バンク）を行っているので活用いただきたい。 ・今後の薬剤師の需給動向を注視していく、不足感が顕在化することになれば、対応や実態把握を視野に入れてていきたい。	回答のとおり	医療政策課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
26	07隱岐	02地域医療対策	02医療従事者	島での出産について	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年何人かは出産時に本土にわたる方がある。島で生み育てるという環境がないと、人口は増えいかない。 ・産科医は日本中どこでも不足していると思うが、県としての対策を伺いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産婦人科医については、全国的に不足しており、県内においてもまだまだ不足している。町と一緒にになって、引き続き確保に努めていきたい。 ・少し先のことになるが、特定診療科の医師の養成のための奨学金制度を地域医療再生計画でもうけ、今月募集が締め切られたが、産科医を志望される方から何名か応募があった。 ・おいでいただける方があれば出向いて説明させていただき、多くの先生に来ていただけるよう町と一緒にになって取り組んでいきたい。 ・現在、中央病院から隠岐病院へ1人派遣しているところであるが、常時派遣するというわけにはいかないが、引き続き中央病院から派遣できるようである。 	<p>23年4月から新たに産婦人科医1名が着任し、産婦人科医師2名体制となる予定。医師の確保については、病院はもとより、市や県など関係機関が一体となり引き続き取り組んでいくことが必要。</p> <p>また、医師などの定着には、医療機関はもとより、地域住民一体となり、魅力ある病院・地域づくりが欠かせない。県としてもこのような活動を支援する。</p>	医療政策課
27	07隱岐	02地域医療対策	02医療従事者	隠岐病院に精神科医師を来年度以降も常駐させてください	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科の医師については、来年度以降はどうなるか決まっていないようだ。 ・引き続き医師を配置していただくようお願いする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・隠岐に必要だと考えているので、現在の診療体制と大きくずれないように確保していくようがんばっていきたい。 ・医師の確保については、各地方自治体がそれぞれ取り組んでいても難しい解決できない状況ということで、当然抜本的な対策がとられるよう重点要望等により国に対して要望しているところ。 ・今回初めて6月1日時点の医師の不足状況について、厚生労働省が全国的な調査を実施したところ。 ・現在集計中で、8月末には国としても大まかなとりまとめをし概要を発表していきたいとのことで、医師不足の状況を理解して、何らかの対策を打っていただけるのではないかと期待しているところ。 	隠岐の精神科の診療体制が大きく崩れないように、病院はもとより、町や県など関係機関が一体となり引き続き医師確保に取り組んでいく。	医療政策課
28	03出雲	02地域医療対策	03がん対策	がん患者に係る訪問看護について	<ul style="list-style-type: none"> ・がん患者が住み慣れた自宅に帰る場合は、訪問看護などの介護保険のサービスを含め利用できない。 ・平成20～21年度、訪問看護師が訪問する場合一回あたり8,550円程度を助成するモデル事業を実施。看護師が自宅に訪問することで、自宅で療養するうえでの課題を見定めるなど意義なサービスであった。 ・事業終了を惜しむ声が多くあるが、がん患者が住み慣れた自宅で暮らすための支援を今年度以降どのように考えているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2年間のモデル事業を利用していただいた方からは評価していただいたと認識。 ・県の単独事業であり、財源の観点からもモデル事業としてその評価を今後の施策に反映するということで2年間やってきたが、現時点で後継事業についてどうするかお返しできるものはない。 ・どのように続けていか議論していたので、事業として別途メニューを作つていればお知らせするし、今後についての考え方は何らかの形でお知らせしたい。 	平成23年度から後継事業を実施する予定。	医療政策課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
29	05浜田	02地域医療対策	03がん対策	がん患者等に対する心のケアを含めての経済的支援体制のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> ・がん患者は高額な医療費がかかり経済的に苦しい思いをしている。 ・1回あたり何万円もの医療費がかかることがあり、それが月に2～3回になると経済的に追いつかない。 ・少額でも経済的な支援をしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・がんの治療のために長期にわたり多額の費用がかかり、経済的な問題が相当大きくなっているということが言われるようになっている。 ・また、がんという理由で職を失うという事例も聞いており、経済的な理由で治療をあきらめざるをえないとうともお聞きしている。 ・患者さんの悩みをがんサロンで聞くというだけでも、がん患者さんの痛みを和らげる効果があるのではないかと思う。 ・県内のがん診療拠点病院（浜田圏域では浜田医療センター）では、さまざまな治療の問題から生活の問題、経済的な問題いろいろな問題を聞いてアドバイスをするがん相談員を設置している。 ・経済的な支援という点で行政では取り組めない部分もあるが、なるべく治療費の負担がかからないように、保険適用を拡大するなど引き続き国に対して話していく。 	回答のとおり継続して取り組んでいく。	医療政策課
30	06益田	02地域医療対策	03がん対策	県のホームページ活用について	<ul style="list-style-type: none"> ・県のホームページを見ると、非常に寂しい。がん対策の行事予定表にも何も書かれていない。各病院で行っている事業を記載するなど有効に活用してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・がん対策スタッフが対応しているが、なかなか十分でない点もある。お聞きした事については、対応していくよう検討して参りたい。 	回答のとおり	医療政策課
31	06益田	02地域医療対策	03がん対策	がん教育について	<ul style="list-style-type: none"> ・出雲と石見の看護師養成校の学生ががん患者に関する時間はかなり違う。教育委員会との連携になると思うが、こども達へのがん教育を行うことも重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・石見高看でもがんサロン等との交流がしっかり出来るよう話していく。 ・石見高看の取組として、学生が小学校に出向いて相互に交流を図る機会を持っている。今後も各学校に働きかけ、こうした取組を続けてていきたい。 	回答のとおり	医療政策課
32	05浜田	02地域医療対策	04その他	あさひ社会復帰促進センター診療所の診療について	<ul style="list-style-type: none"> ・あさひ社会復帰促進センター診療所の専門診療科は、浜田市内の開業医が交代で診療しているが、市内からかなり距離があり、平日に長時間拘束されることもあり負担が大きい。 ・受刑者が眼科、耳鼻科など専門の医療が受けられる一方、一般市民や山間部に住んでいる方は交通費もかかるため受診が抑制されているのが現状。 ・これらの課題についてどう考えているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あさひ社会復帰促進センターは、地域と密接に共生していくというコンセプトのもと、民間と国がいっしょになって刑務所を運営しており、受刑者の社会復帰に向けた健康管理や、精神的肉体的ケアをしていくことを特徴としており、他の全国の刑務所の医療体制と比べかなり充実しているという評価を受けている。 ・裏を返せば、医師不足で一般的な診療が苦労している状況で、高い評価を得る診療体制を維持していくことは並大抵のことではなく、専門診療科について、浜田医師会には並々ならぬご協力いただいている。 ・このような状況でしばらくご協力を得ながらやつていかざるをえないと思っており、県としても工夫できるところはやっていきたい。今年度から、人工透析を県外の病院に委託するなど、少しでも負担を軽くするよう実施しているところ。 ・あさひ社会復帰促進センターは、地域の振興に寄与するということで誘致した経緯があり、ご理解をいただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元医師会の支援に対しては、回答のとおり継続して取り組んでいく。 ・平成23年1月6日から地域住民の方を対象とした眼科診療を開始し、毎月第1木曜日に診療を実施している。 	医療政策課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
33	05浜田	02地域医療対策	04その他	老人医療（退院後の受入について）	<ul style="list-style-type: none"> ・浜田医療センターの新築、P E T導入などにより、救急医療や、検診は充実してきた一方、退院後の医療施設の受け入れ体制が不足している。 ・高齢者や山間部に住んでいる方は交通費もかかるため、医療機関の受診が大変困難である。寝たきりの患者も増加しており、在宅診療する開業医も高齢化しているため限界があり多くは望めない。このような状況について考えを伺いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・西部の中核的な医療機関である浜田医療センター及び済生会江津総合病院がその機能を果たせるのは、圏域の開業医を中心とした診療所がプライマリケアを担っていただいているため。 ・地域医療を守っていくために、住民の皆さんにはまずはかかりつけ医に受診していただき、より高度な医療が必要な場合は、紹介状をもらって中核的な医療機関を受診するよう行政も病院も働きかけているところ。 ・病診連携は、住民の健康管理の面からも、医療の業務分担の面からも、限られた医療資源の中で、医療機能を発揮していくために今後一層大切になると考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各医療圏毎に、医療機関や医師会、市町村等関係機関と、医療連携や保健医療提供体制の確保について、情報交換や協議を進めている。 	医療政策課
34	01松江	03地域保健対策	01がん検診・ワクチン	健康推進課発行のパンフレットについて	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のがん検診パンフレットは内容が物足りない。誤解を招いたり、不十分な情報提供が多いように感じる。 ・乳がんパンフレットで危険度大中小という表現は良くない。若い人にもがんがあることをもっとPRして欲しい。中高生の教育にも力を入れて欲しい。あたかも性交渉が悪いことのように思わせる表現も適切でない。 ・昨年、県でポスターも作成したが、送ってそのままになっているので、貼るところまで確認して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がんのパンフレットについては、各機関にもご意見を頂き、まず簡単で読みやすいとすることを主眼に作成した。ご指摘のとおりこのパンフレットを活用して啓発を行って頂くには物足りない内容もあるかもしれない。また、乳がんパンフレットについても、誤解を生じることも考えられるので、今後パンフレットを作成するに当たり、ご意見をもとに目的や内容を検討し作成することしたい。 ・中学生や高校生を含めた若い世代への教育も大切である。いろいろな機会を捉え、啓発を行っていきたいと思う。今後ともご協力をお願いしたい。 ・ポスターの件については、了解した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度国補正予算で子宮頸がん予防ワクチン接種に係る助成制度が創設された。 ・県では、中学生用、高校生用、保護者用の3種類のリーフレットを作成したが、ご要望の意見を参考にして内容等を検討した。 	健康推進課
35	02雲南	03地域保健対策	01がん検診・ワクチン	子宮頸がんワクチン等の接種について	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がんワクチンは昨年日本で認可されているが、予防接種法の定期接種にはなっていない。ヒブワクチンも同様。これらの接種費用を各自治体ではなく、国で負担するよう要望してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在厚生労働省の予防接種部会において、H P V、ヒブと肺炎球菌の3種類のワクチンについて、予防接種法の定期接種の疾病対象にするかどうかについての検討が進められている。 ・県の動きとしては、6月議会において国に対しての意見書の提出が行われたところ。県としても議会と連携を図りながらH P V等のワクチン接種について公費助成されるよう国に働きかけていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん予防、ヒブ（インフルエンザ菌b型）、小児用肺炎球菌の3種類のワクチンについて、平成22年度国補正予算でワクチン接種に係る助成制度が創設された。 	健康推進課
36	02雲南	03地域保健対策	01がん検診・ワクチン	H P V併用検診検査について	<ul style="list-style-type: none"> ・H P V検査は、現在県内9市町で助成が行われているが、島根県全域で実施できるよう県独自の助成も含めて検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H 1 9, 2 0年度に出雲市、斐川町でモデル事業に取り組んだところ。特に低迷していた若年層の受診者数の増加が見られ、費用対効果の点でも優れた検査であることが確認されている。 ・平成22年度は県内17市町村で併用検診の実施体制を整備し、うち11市町で公費助成を実施、県内での取り組みが広がっている。 ・雲南市でも、有効かつ効果的なH P V併用検診の実施には是非取り組んで頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H P Vの併用検診については、実施市町村、公費助成市町村とも平成23年度はさらに増える見込である。 ・なお、子宮頸がん予防ワクチン接種に係る助成制度が創設されたが、ワクチン接種に加えて検診受診の重要性等についての理解を深めることも大切であり、啓発用リーフレットを作成し配布した。 	健康推進課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
37	04県央	03地域保健対策	01がん検診・ワクチン	子宮頸がんワクチンについて	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん予防ワクチンの実施について、自分の医院ではまだ2例のみ。自己負担金が高額のためか。 ・是非公的に支援し、小学校高学年で全員実施できるよう対応策を講じて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がんやヒブなどいろんなワクチンの議論がある。昨年頃認められ、関心が高まっている。 ・しかし、高額なためお金に余裕のある人でないと受けられないという議論がある。 ・また、検診と共にしていくという事も必要だし、中学生、小学生への教育も必要。そういうものが一体となつた、どういう接種が一番良いのかという議論をまとめてやっていく事が重要。 ・県議会でも議論されており、前向きに検討していくし、国においても議論されている事を注視し、産科医師の皆さんにもご支援頂きながら、議論を進めているところである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん予防ワクチンについては、平成22年度国補正予算でワクチン接種に係る助成制度が創設された。 ・平成23年4月以降は県内全市町村で接種事業が実施されることとなっており、自己負担は無い。 ・また、ワクチン接種に加えて検診受診の重要性等についての理解を深めることも大切であり、市町村や教育関係者向けの啓発用リーフレットを作成し配布した。 	健康推進課
38	05浜田	03地域保健対策	01がん検診・ワクチン	任意予防接種の費用補助制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン、小児用皰膜炎ヒブワクチンなど、任意の予防接種を受けることができるようになった。 ・それぞれ効果があるが高額であり接種を受けるのが難しい。 ・多くの方が接種を受けられるように公費補助をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、厚生労働省予防接種部会において、HPV、ヒブワクチン、肺炎球菌の3ワクチンについて、感染症の発生状況やワクチンの効果、予防接種法の定期接種の対象疾病とするかどうかについて検討が進められている。 ・平成22年6月定例県議会において、国に対して、子宮頸がんワクチンについてワクチン接種の公費負担を求める意見書を提出するよう可決されたところであり、議会と連携を図りながら、定期接種の対象疾病とするとともに公費助成するよう国へ働きかけていく。 ・そのほかの2ワクチンについても、国の検討状況や他の自治体の動向を見守りながら、いろいろな方の意見を伺いながら今後検討することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、肺炎球菌の3ワクチンについては、平成22年度国補正予算でワクチン接種に係る助成制度が創設された。平成23年4月以降は県内全市町村で接種事業が実施予定であり、対象年齢の接種に関しては自己負担は無い。 	健康推進課
39	05浜田	03地域保健対策	01がん検診・ワクチン	がん検診受診率について	<ul style="list-style-type: none"> ・地域老人保健事業報告を調べると、浜田市を含む西部地域のがん検診受診率が低い。受診者が低い理由について把握すべきではないか。 ・簡単なアンケートでも作ろうとはっとサロン浜田で考えているところ。 ・島根県立大学短期大学出雲キャンパスの学習報告会で、がん検診を受診しなかった理由が報告されていた。 ・教育委員会の協力を得るなどして子どもの頃からがん検診を受診するよう啓発したり、高齢者に対しても、がんは年齢に関わらずに罹患することを周知するなどしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診受診率を上げることは非常に大きな課題。 ・がんサロンの皆さんが学校に出かけていただいて話をしていただく例もあるし、子宮頸がんのように若い女性が罹患するものもあるので、若いうちからがん検診の大切さを知っていただくことが重要。 ・例えば、医師会にご協力いただき時間外の検診をお願いしたり、検診に出かけていくなど、いろいろなやり方を含めて全体として受診率を上げていく必要がある。 ・国においても検診受診のクーポン券を出す取り組みが始まっています、市町村、事業所、医療機関、一緒にになって進めていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等への出前講座の実施、優良ながん検診啓発協力事業所の表彰等により働き盛り世代のがん検診に対する普及啓発を実施。 ・マンモグラフィー検診機器や子宮がん検診車の整備等により受診しやすい体制づくりを行った。 ・子宮頸がん予防対策事業として学生・関係機関、団体等と連携し積極的な啓発を行う。 	健康推進課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
40	06益田	03地域保健対策	01がん検診・ワクチン	地域保健について	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診受診率の実績は、10%程度だが、目標値の50%に近づけ、上げるにはどうしたら良いか。 ・受診率向上は、健康推進課だけのことではなく、他課、他部局がどう関わっていかれるか。縦割りの弊害が出ているのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県のがん検診受診率は、全国平均と比較して低い状況にある。特に若い世代の受診が低調であり、受診者増に向けて各市町村や事業所と一緒にになって啓発を取り組んで参りたい。 ・受診率50%以上の達成に向けて、各機関及び団体が一体となった啓発や取組の推進、効果的な検診体制の整備を進める。具体的には、がん検診啓発サポート一やがん検診啓発協力事業所の登録制度による啓発事業、マスメディアやイベント活用した広報等を実施。 ・平成21年度のがん検診受診率は、速報値では、平成20年度と比べて上がっていると聞いている。また、今年度マンモグラフィーの検診車を西部地域に1台増加配備する予定であり、この検診車を使いながら速やかに検診が実施できる体制整備に努めて参りたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部としても、日頃より情報共有化に努めており、課題に対応する場合の連携についても、必要な場合は集まって協議するという事に努めているところ。今後もご指摘のあった内容も含め、関係各課において連携に努めていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療再生基金を活用して、本年度予算でマンモグラフィ検診機器を県内の医療機関に合計3台、マンモグラフィー検診車と子宮がん検診車を各1台配備した。 ・また、今年度の8月からは開業医が行う時間外子宮がん検診に対する助成事業も実施している。 	健康推進課
41	06益田	03地域保健対策	01がん検診・ワクチン	子宮頸がん予防ワクチンについて	<ul style="list-style-type: none"> ・HPVワクチンは、子宮頸がんを予防するワクチンとして認知されている。邑南町を始め、助成をする自治体も増えている。益田市も来年度から助成実施に向け検討しているところだが、島根県の支援も含めた見解を伺いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・HPVワクチンについて、子宮頸がんの発生に一定の予防効果がある事が確認され、平成21年10月に国内で認証された。 ・しかしながら、ワクチン接種だけでは完全に子宮頸がんを予防する事は出来ず、ワクチン接種後も、定期的な子宮頸がん検診受診が必要。 ・6月議会において国に対しての意見書の提出が行われたところ。県としても議会と連携を図りながらHPV等のワクチン接種について公費助成されるよう国に働きかけていきたい。 ・また、市町村と連携し子宮頸がんの発生メカニズムの正しい知識、予防接種の意義、検診受診を含めたがん予防対策全般について啓発していきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん予防ワクチンについては、平成22年度国補正予算でワクチン接種に係る助成制度が創設された。 ・また、ワクチン接種に加えて検診受診の重要性等についての理解を深めることも大切であり、市町村や教育関係者向けの啓発用リーフレットを作成し配布した。 	健康推進課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
42	07隱岐	03地域保健対策	01がん検診・ワクチン	保健事業における健康診断の実施の町村の差	<ul style="list-style-type: none"> ・島前地区3町村の健康診断や事業所検診において、町村ごとにかなりの違いがある。 ・JAと隱岐の島町が提携して、個人負担を少なくする話を聞いた。 ・町村によって、健康診断の自己負担額に差があることを県は承知しているか。また、どのような指導をしているのか。 ・がん予防や健康保持の観点からすると条件は同じほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村で受診者を増やす工夫をされているが、検診受診者数は十分ではない。 ・特定検診受診率は、県平均が36%に対し、隱岐の島町は26.4%で県平均より下回っている一方、海士町、西ノ島町、知夫村は県平均を上回っており、市町村によって差がある。 ・関係機関、事業所等と連携し、特定検診受診率を上げよう啓発していきたい。 ・自己負担についても各市町村でそれぞれ取り組んでおられ差がある状況。 ・県平均は1,000円弱であるが、隱岐は1,300円～2,000円程度で若干高めである。 ・離島であるため高くならざるを得ないのではないか。 ・栄養士会の皆さんには、事業所や地域での検診時における指導や健康教室等ご協力をいただいており、引き続きご協力をお願いする。 	回答のとおり	健康推進課
43	07隱岐	03地域保健対策	01がん検診・ワクチン	子宮頸がんワクチン接種に対する助成について	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がんに罹患するかなりの方がウイルスが原因であり、ワクチン接種によりかなり予防できる。 ・性交渉開始前の中学生ぐらいで3回接種する必要がある。 ・料金は、保険適用でないため、3回接種して4.5万円とかなり高額である。 ・県内で実施しているのは邑南町だけだと思うが、県として検討しているのかどうか伺いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在県内で実施しているのは邑南町のみで、奥出雲町や雲南市でも同様の動きがある。 ・現在国において、HPVワクチン、肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンについて、予防接種法の対象となる疾患ワクチンのあり方について、構成科学審議会感染症部会予防接種部会で評価等の観点から現在議論が行われているところ。 ・助成制度の導入については、国の検討状況や他の自治体の動向を見ながら判断することになるが、現在は状況を注視していく状況。 ・国に対する働きかけについては、6月議会で県議会として助成を要望する意見書が採択され、衆議院等に意見書の提出がされたところ。 ・県としては、知事が上京する機会に厚生労働省と意見交換を行うなどして要望していきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん予防ワクチンについては、平成22年度国補正予算でワクチン接種に係る助成制度が創設され、平成23年4月以降は県内全市町村で接種事業が実施予定であり、対象年齢の接種に関しては自己負担は無い。 	健康推進課
44	05浜田	03地域保健対策	02難病対策	サークル活動に係るバスの送迎について	<ul style="list-style-type: none"> ・年4回のサークル活動に参加するためには、歩けないので市に車を手配してもらい送迎してもらっているが、行政の経費削減により、車を出せないという状況になりつつある。 ・サークル活動が続けられるよう、今までの大型車ではなく少人数の車を借りることができるようお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浜田市においては福祉バスが廃車になってから送迎サービスがなくなったこと、江津市においては財政難の折り継続が難しくなってきていていることを聞いている。 ・昨年度同様の要望を受け、保健所と浜田市、江津市の保健・福祉担当者が集まって今後の対応策について相談されたところ。 ・江津市については、市内の集まりであれば江津市の公用車で送迎するということになり、保健所としても、患者会の開催場所を浜田市、江津市交互に開催するようにしたところ。 ・浜田市については、県浜田合同庁舎の公用車で送迎するなどできるだけ配慮をしているところであり、浜田市社会福祉協議会の福祉バスを利用できないかを含めて、保健所も一緒に協力依頼していきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浜田市社会福祉協議会については、保健所より福祉バスを利用することについて依頼したところ、協力を得られることになった。 	健康推進課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
45	05浜田	03地域保健対策	02難病対策	二分脊椎症について（医療面）	<p>・県内に25～16名の会員がいる。脊椎の部位により障がいは様々で、子どもたちの個人的なレベルも違っている。</p> <p>・受診のために病院を探すにも、県内、市内には、総合的に診療する病院や、診察する医師がないため、個人で診療科を探し病院を選択して通院している。交通費、家族の負担、子どもの精神的ストレスがあり、総合受診できる診療科、医師がいれば、子どものたちのためになる。</p>	<p>・二分脊椎症の治療は脳神経外科、小児科、小児外科、泌尿器科、整形外科、リハビリテーション科などを中心にチーム医療が必要とされ、さらには成長発達にともなって教育、就職など様々な問題を抱え、本人、家族とも負担が大きいことと推察する。</p> <p>・県内の医療機関では、総合的な治療としては県立中央病院、島根大学医学部附属病院に担っていただくよう考えているが、県外の専門医療機関を受診されている状況があることも承知している。そのような場合には、専門医療機関で治療方針の決定や薬を処方してもらい、紹介状により県内の医療機関で治療を継続できないかも合わせてご相談いただきたい。</p> <p>・県内医療機関での治療が困難な疾患のため、県外医療機関で手術のため入院せざるを得ない場合については、家族の経済的負担の軽減を図るために「障害児療養支援事業」という県独自の助成制度を設けており、交通費等助成や滞在資金が必要となった場合の貸付という助成制度を設けている。お住まいの地域から120km以上離れた遠方の医療機関へ入院される場合に、育成医療の対象となる児童の保護者が対象となる。制度は手術が必要な場合と、術前、術後の検査入院に限られており、これらの制度も活用していただきたい。同じく保護者が10日以上の入院に同行する場合に、滞在資金の貸付制度も設けている。保健所等の窓口に相談していただきたい。</p>	回答のとおり	健康推進課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
46	05浜田	03地域保健対策	02難病対策	二分脊椎症について（就職面）	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす、上下肢装具を着用している子どもがほとんどで、学校施設等の改善に行政の協力があり感謝している。普通学校に通学する子どもには、二分脊椎症でない子どもとの交流がスムーズにできるよう教育的配慮、教師のサポートをお願いしたい。 ・20歳前後や高校生では、将来自立し、社会でていくために、住みやすい環境づくりの提供と進学、就職先、障がい児としてどういうことができるのか情報提供をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、障がい者の福祉制度改革の議論が進められており、その中の一つの大きな検討テーマとして、障がいといいうものを対象としてどう定義するのか議論されており、大きな関心を持ってその議論を見守っているところ。 ・施設から地域生活を前提にしたものにという流れは変わらないと考えるので、地域の中で障がいのある方もない方も等しく生活していくける環境をつくるノーマライゼーションを実現するために、それぞれ異なる特性を持つ障がいをよく理解するような普及啓発が大切であり、これからも取り組みを進めたい。 ・また、地域での生活を前提として一層の福祉サービスを充実していく必要がある。 ・障がいのある方の就労を促進するために、各圏域に障害者就業・生活支援センターを設置しており、障がいのある方の就労支援をしている。また、障がいのある方もできるだけ安心して仕事についていただけるよう、民間企業への実習の促進を行っているところ。 ・就労については、国全体の取り組みが大切であり、障がい者雇用促進法制が充実するのが重要。 ・県では啓発活動や、障がいのある方の就業状況を啓発用フリーペーパーでまとめ広報したり、障がい者雇用に積極的な企業をPRしている。 	回答のとおり	障がい福祉課
47	07隱岐	03地域保健対策	04たばこ対策	禁煙対策について	<ul style="list-style-type: none"> ・隱岐汽船の船内は喫煙場所が指定されているが、たばこの煙が外に流れでていく。 ・また、集会の休憩時に外にでて吸われたり、学校敷地内は禁煙ということで、先生が学校の外に出かけて吸われるようだ。 ・吸う方が配慮される場合はよいが、配慮がされない場合があると思う。 ・県はどのような対策をされているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市町村の所有する施設の分煙状況について今年5月に調査を実施。 ・県全体では、建物・敷地内禁煙をしている施設が増加。 ・小中学校は、前回平成17年度は調査していないが、今回はほぼ100%敷地内禁煙を達成。 ・県平均と比べ隱岐圏域については、喫煙場所を指定する、施設の外に喫煙スペースがある、煙を吸い込む機械を設けるなどの施設が多いという印象。 ・県としては、仕切られた空間でのみ禁煙を可能とする分煙を徹底するという方針。 <p>今後は、受動喫煙の健康被害を考慮し、公共施設の禁煙化に向けた情報発信の充実を行いながら、県民の皆さんに受動喫煙防止に対する意識を高めていただけるよう取り組みを進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、公共施設の全面禁煙に向けた率先行動として、県庁内（地方機関を含む）建物内禁煙を今年度5月末に施行する。 ・今後も公共施設等の受動喫煙防止の取り組みとして、喫煙場所を出入口から離れた場所に設置する等の配慮をお願いする。 	健康推進課
48	03出雲	03地域保健対策	05その他	島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例について	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例が制定された。 ・資格を有して現在働いていない方がかなりいると思うが、圏域ごとにニーズ、特色がかなり違うので、人材確保は各保健所でお願いした 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年3月に8020推進条例が施行され、県における歯科保健の位置づけが明確となり今後歯科保健対策の推進に力を入れていく。 ・歯科医師会とともに島根県歯科衛生士会にご協力いただき、事業の推進に努めていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所で在宅歯科衛生士の確保について啓発を実施した。 	健康推進課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
49	03出雲	03地域保健対策	05その他	歯科衛生士の人材確保について	・現在歯科衛生士を有する保健所は県内2か所だが、東西2名づつぐらい配置されていると、連携もされ、事業、イベントでも一緒にやっていくことができるよ。 ・各保健所で歯科衛生士の掘り起こしをお願いしたい。	・現在、歯科衛生士は4名採用されており、歯科医師の配置の関係や中央病院への配置から、保健所には2名位置されている。 ・配置については検討していかたい。 ・人材発掘に関しては、歯科衛生士会、保健所とともに重点的に取り組んでいきたい。	平成23年度は、松江、浜田の保健所に加え、出雲保健所に歯科衛生士を配置した。	健康推進課
50	03出雲	03地域保健対策	05その他	高齢者の健康維持について	・85歳以上の方で健康でない姿が多いように思われる所以、これらの方の健康をいかに維持していくかが重要。	・一般論として、喫煙支援、運動習慣をつける、適切な飲酒をする、定期的な血圧管理、糖尿病など、年齢に問わず健康づくりを推進することが大切。 ・また、何でもやってしまうと、かえって自立できなくなるので、そうならない取り組みが大切であると認識。	回答のとおり	健康推進課
51	05浜田	03地域保健対策	05その他	歯と口腔の健康について	・近年、歯と口腔の健康と全身の健康についての関わりを示す多くの学的根拠が報告され、歯と口腔の健康づくりには全身の健康の維持増進が大きく寄与していることが明らかになってきた。 ・歯と口腔の健康を守るために不可欠であるフッ化物洗口や歯科検診や保健指導について、今後、どのように取り組まれるのか伺いたい。	・「島根県と歯と口腔の健康を守る8020推進条例」が平成22年3月定例県議会で可決され、その条例に基づき、今年度県内の実態調査を予定している。 ・今回行う調査は、対象年齢を拡大した大規模調査であり、結果は次期歯科保健計画へ反映させ、新たな事業構築や進捗管理を行う。 ・フッ化物洗口や歯科検診・歯科保健指導等は、実施主体が市町村に移行しており、県は市町村に対する支援という形で関与。 ・平成17年度にフッ化物応用の手引き書を改訂し、これを活用して専門的かつ技術的支援を保健所で行っており、フッ化物の歯への塗布も含め、今後も継続支援を図っていく。 ・また、平成22年3月には“乳幼児期の歯科保健支援マニュアル”を作成し、検診や保健指導をより充実していくこととしている。	・条例に基づいた実態調査の結果を報告書にまとめている。平成23年4月には、関係機関等へ配布予定。 ・H23年度には事業所の歯科健診体制整備事業を新規事業として実施し、壮年期における歯周疾患対策を推進していく。	健康推進課
52	02雲南	04高齢者施策	01介護保険制度	介護職員待遇改善交付金について	・これも平成24年までの事業と思うが、是非継続をお願いしたい。対象が介護職員に限られ、医療関係介護リハ病棟の職員なども対象となるようお願いしたい。	・制度そのものが介護職員の賃金が低いことで介護職になり手がなかったり、離職するという実態で国が構築したもの。 ・介護待遇改善交付金をそのまま続けるより、全ての職員の賃金が上がるような形で、介護報酬へのプラス改定を要望していく必要があると考えている。	・介護職員待遇改善分については、介護報酬に盛り込むか、交付金として継続するのか、次期介護報酬改定に向け国で検討中	高齢者福祉課
53	02雲南	04高齢者施策	01介護保険制度	介護療養病床の再編について	・介護療養病床の廃止について、最近の情勢を教えてほしい。	・最近の厚生労働大臣の発言では介護療養病床を廃止することは法律で決定した事項であり、撤回しないという言い方をしている。 ・国はその後何度も意向調査を重ね、9月頃には療養病床をどうしていくのかという事について方向性を出したいといつており、その頃には方針が出るものと思っていく。	・平成24.3末廃止については、6年転換期限を延長することで介護保険法等の一部を改正する法律案に盛り込み国会に提出される方針。	高齢者福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
54	03出雲	04高齢者施策	01介護保険制度	小規模多機能型サービスの制度について	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型サービスを利用される方は、デイ・ヘルパー・ショートのサービスを個別で利用すると介護保険サービスの利用限度額に納まりきらない方が多いが、定額の介護報酬では人員的にも対応しにくい。 ・インフォーマルサービスも視野に入れたサービス計画を組んでも、事業所の努力だけではえきれない面が多い。 ・夢持てる職業として位置づけができるよう制度においても裏付けが必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型サービスは認知症や一人暮らしの高齢者ができる限り住み慣れた地域での在宅生活が継続できるよう平成18年度から創設されたもので、現在、県内に39事業所（定員944名）と年々サービス量が増加している。 ・高齢者にとって身近なところで多くのサービス機能が提供できることから、現在国において検討が進められている「地域包括ケア」にあっても、その中心的サービスとして、今後重要な位置を占めていくものと思われる。 ・一方、このサービスは、訪問看護や訪問リハなどの医療系サービスとしか併用ができないことや、報酬が包括報酬でその設定額が低く、事業運営において採算がとりにくいといった声を聞いている。 ・報酬アップすれば利用者負担が高まるという仕組みで、利用者と事業者双方にとって都合のよい仕組みは制度上難しい。 ・このサービスが創設されてからまだ年数も浅いことから、今後国において様々な見直しが検討されていくものと伺っている。現場の皆さんから、具体的にご提案いただければ、検証した上で、制度改正の要望等として国に届けていきたい。 	<p>平成24年度制度改正に向けて、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型事業所の創設が検討されているところ。</p> <p>また、小規模事業所の運営にあたり、人員基準の緩和や次期制度改正に向けた具体的な対応について平成23年2月に国に要望した。</p>	高齢者福祉課
55	03出雲	04高齢者施策	01介護保険制度	小規模多機能型サービスの制度について	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービスの食費・居住費については軽減措置の対象外とされているため、低所得者は利用が難しい。 ・所得による経費の軽減措置の導入をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設サービスについては低所得高齢者については補足給付制度として食費や居住費が相当額低減されるが、地域密着型サービスのグループホームや小規模多機能型はこのような制度がないため、低所得者から利用しづらいという声が多くある。 ・本県では2年ぐらい前、ケアマネージャーを対象にグループホームに限ったアンケート調査を実施し、負担軽減策が必要との多数の回答を得たため、厚生労働省の担当課長に対し調査結果を説明し、グループホームの負担軽減策を希望したところであるが、制度化されていないため、引き続き要望していく。 ・現在65歳以上の介護保険の1号被保険者の約6割が住民税の非課税世帯ということで、国の社会保障審議会介護保険部会において公平な負担のあり方について検討されている。低所得者に対する補足給付も取り上げられているのでこのような動向も注視していく必要があると考えている。 	回答のとおり	高齢者福祉課
56	03出雲	04高齢者施策	01介護保険制度	小規模多機能型サービスの制度について	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームは在宅サービスと位置づけられているが、福祉用具の貸与や福祉用具の購入については介護保険が適用されない。 ・利用者の負担軽減を検討願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具取扱業者からグループホーム利用者にも福祉用具は必要であるとの要望を受けているし、ケアマネージャーやグループホーム運営事業者からも同様な要望を受けているので、国に要望していきたい。 	回答のとおり	高齢者福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
57	04県央	04高齢者施策	01介護保険制度	痰の吸引等の実施に向けての検討について	<ul style="list-style-type: none"> ・特養施設での介護職員等による痰の吸引等の実施に向けての検討であるが、秋以降には県からも看護師を派遣し、各施設に研修を予定していると思う。特に、介護職員に出来る行為と出来ない行為をきちんと明示してほしい。 ・介護福祉士の養成、育成と併せ、報酬で表されることも必要。障害者支援施設でも医療行為の必要な方が増えているので、総合的に検討されるべきではないかと思っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、8月下旬に国が実施する研修の中で、さらに現場の実態に即した研修が行われることになっているので、介護職員の果たす役割もより具体になると思う。 ・今後のスケジュールは、8月国の研修後に県内3か所での各施設の看護師に伝達講習を実施。その後、各施設の看護師の方からさらに介護職員等へ説明頂き、10月頃に介護職員の痰の吸引等が開始出来るよう進めているところ。 ・ご意見にあった鼻腔栄養についてはこの度の介護職員に出来る行為には含まれていない。あくまで胃ろうによる経管栄養に限定。 ・施設種別や、職種を広げていくことについても国において議論されているので、今後注視していく必要がある。 ・介護報酬の件について、業務の実態に即した報酬は県でも必要と考えているが、介護報酬のアップは利用者の一部負担や保険料のアップに繋がる非常に難しい問題。現在平成24年の報酬改定に向けて既に国で議論を重ねているので、推移を見守っていこうと考えている。 	<p>国において、</p> <p>①介護職員等による痰吸引等の実施のための法制度のあり方</p> <p>②痰吸引等の適切な実施のために必要な研修のあり方</p> <p>③試行的に行う場合の事業のあり方について検討されている。</p>	高齢者福祉課
58	04県央	04高齢者施策	01介護保険制度	要介護度の認定期間について	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的軽度の要介護度1、2の方は短期間での状態像の変化が予想されるため、大田圏域で定められている2年という認定期間は長いように認識している。基本的な認定期間のあり方について確認したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の有効期間について、介護保険制度では申請区分（新規申請、区分変更申請、更新申請）ごとに、原則の有効期間が6か月あるいは12か月と定められ、設定可能な有効期間の範囲もそれぞれの申請区分に応じて短縮の3か月から延長の24か月までが定められている。 ・最終的な有効期間は、各保険者が開催する要介護認定審査会で判定する。24か月は、申請区分が更新申請の方で、かつ前回の認定審査会で要介護と認定され、今回も要介護とされた方のみが該当する。そのうち、認定審査会で「長期間にわたり心身の状態が安定すると考えられる」と判断された方のみが有効期間24か月となる。 ・有効期間24か月と判定された方でも、心身の状態変化があれば、期間を待たずに区分の変更申請は可能。 ・平成21年度に要介護1あるいは2の方で有効期間が24か月と判定された方は、県全体で2,570人で17.1%、大田市では5人で0.4%のことと、大田市での24か月の判定は県平均と比較すると非常に低い状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更認定に係る有効期間について、認定審査会が必要と認める場合に、3～5ヶ月の範囲で定めることが可能であったものが、3～12ヶ月の範囲に拡大。 ・更新認定における要介護から要支援、要支援から要介護に変更となった場合の有効期間について、認定審査会が必要と認める場合に3～12ヶ月の範囲で定めができるよう拡大。 	高齢者福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
59	04県央	04高齢者施策	01介護保険制度	サービス利用のあり方について	・通所介護サービス利用者は、制度上、小規模多機能型サービスを同時に利用できない。そのため、通所介護の利用を中止することになるが、しばらく小規模多機能型サービス利用に慣れるまでの間は、通い慣れた通所介護サービスを同時に利用できるよう制度改正について国へ要望してほしい。	・介護保険制度上、小規模多機能型サービスと併用して医療系の訪問リハ・訪問看護サービスは利用できるが、通所介護、訪問介護とは併用して利用できない仕組みになっている。小規模多機能型サービスが、いわゆる在宅サービスでいうデイサービス、ヘルプサービス、ショートステイという機能を併せ持つサービスであることから、サービスの重複利用を避けるためルール化されている。 ・現ルール上では、サービス変更で不安を感じる方に対しては、ケアマネージャーが利用者や家族と十分に意思疎通を図った上でサービスの決定、変更をしていくと共に環境変化の対応までも視野に入れ、利用者・家族や事業者に十分説明するなどきめ細かな対応をしていく必要がある。 ・この小規模多機能型サービスは平成18年度からの新しい制度でもあり、実際にサービス提供していく際にいろいろ問題もあると思う。実施主体やサービス利用者から課題をお寄せ頂き、県として制度改正の必要性を総合的に検討させて頂いた上で、国に対しての要望を行っていきたいと考えている。	回答のとおり	高齢者福祉課
60	05浜田	04高齢者施策	01介護保険制度	介護報酬に係る加算に伴う関係書類について	・介護報酬に加算制度があるが、加算を受けるにあたってどのような書類を整備し、どのように記入すればよいのか、新しい加算については手探り状態である。 ・インターネットで他県の事例を参考にしたり、他の事業所と連携しながら相談しながら作成しているが、県が様式を示していただきたい。	・介護保険制度の書類や事務手続きについては、非常に煩雑になっている、事務の負担になっているとの指摘をいただいている。 ・国においては、平成20年8月1日から介護報酬の各種加算を算定する際の書類等の簡素化を行っており、県のホームページ等や事業者への実地指導の際にお知らせしているところ。 ・各事業所それぞれ既に使用している勤務表等をベースにすればよいと考えておらず、書式を指定すると新たな事務が発生することから新たに書式を示すことは考えていません。 ・どのように作ればよいかわからない場合は、他の事業所の事例等の紹介もするので、実地指導の折に相談願いたい。	回答のとおり	高齢者福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
61	05浜田	04高齢者施策	01介護保険制度	地域密着型事業について	・地域密着事業は、住み慣れた地域での生活を支援することを目的として制度化された大変よい事業。 ・在宅、住み慣れた地域で生活するためには、家族の介護力、それを維持するために地域住民の支援力が不可欠である。地域住民への啓発は誰が中心になって担うのか。事業所も働きかけるが、行政もしっかりとやっていただきたい。	・地域密着型サービスは、高齢者が住み慣れた日常生活の場で、その実情にあわせて必要なサービスを受けられるよう、市町村が計画的に整備を行っており、その事業所数は、少しづつ増加。 ・中でも小規模多機能型居宅介護サービスは、要介護度が重度となった場合でも、訪問看護や医療系サービスを組み合わせることにより、住み慣れた地域から離れることなく在宅での生活が継続できる有効なサービスであり、今後も、拡充させていく必要があると認識。しかしながら、小規模多機能型居宅介護サービスは、介護報酬が低額であることもあり、県内で39か所にとどまっている。 ・平成22年6月21日に開催された厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会においては、高齢者の在宅生活を支えるサービス体制として、「24時間365日短時間巡回型」の訪問サービスなどの支援体制について検討が始まったところ。 ・県としても、重度化した在宅の高齢者に対して「地域で支え合う仕組みづくり」が必要であると認識しており、国の動向を注視していく。 ・地域密着型サービスがどのようなものかということを住民に理解していただくよう啓発していく考え。	平成24年度制度改革に向けて24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設が検討されているところ。	高齢者福祉課
62	06益田	04高齢者施策	01介護保険制度	介護療養病床転換方針について	・介護療養病床の廃止という方針は現在どうなっているのか。	・介護療養病床については、既に法改正によりH 2 3年度末で廃止されることが決まっている。最近の厚生労働大臣のコメントでも、既に決まっている法律については変更しないと言明している。ただ、介護療養病床を介護保険施設に転換するのか、医療療養病床として残していくのかの方向性は決まっていない。 ・国では、今年2月と5月に転換の意向調査を実施し、現在も療養病床入所者の状態像を見るための調査中。この調査結果を踏まえ、秋頃には、国としてのあり方、方向性を打ち出す予定と聞いている。	・平成24. 3末廃止については、6年転換期限を延長することで介護保険法等の一部を改正する法律案に盛り込み国会に提出される方針。	高齢者福祉課
63	06益田	04高齢者施策	01介護保険制度	訪問介護の課題について	・挨拶でもヘルパー不足の話をし、病院と施設と在宅の三角関係の中で連携強化の必要性の話をあつた。 ・今現在、その狭間のところを支えている訪問介護とか、訪問看護のヘルパー等の方々も高齢化し、様々な問題を抱えており、大きな不安を抱いている。そういう実態について調査して貰った上で、課題解決に向けた何らかのアクションを起こして貰いたい。	・訪問看護、訪問介護の重要性を考え、今議論しているところ。ヘルパーさんや介護職員が思うように雇用できないという悩みも介護現場から聞いている。こういった人材をどう確保していくかという事が大きな課題。 ・国の施策を使った事業をしているが、これで全てが解決するとはとても思っていない。 ・すぐに答えが出る話とは思っていないので、介護の人材確保などどういうふうにやっていけば良いのか、現場の方々の意見を踏まえて議論させて頂きたい。	回答のとおり	高齢者福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
64	06益田	04高齢者施策	01介護保険制度	介護保険制度の課題について	<ul style="list-style-type: none"> ・小さなデイサービスセンター、訪問介護、訪問入浴、ケアマネ、リハビリ事業を運営している。赤字が続き運営が厳しく、法人の持ち出しが多い。介護保険関係の単価を上げるよう見直して頂きたい。 ・介護職員処遇改善費は介護職種だけが対象なので、職員間で揉めるもとなる。即刻中止して頂き、単価自体を改定することで運営に寄与してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、国の方でも介護保険の仕組みをどう考えていくか、国費を入れるかどうかも含めかなり議論がされていく。地域によって単価と/orも安く赤だという話はそれぞれあると思う。今後じっくりと介護保険をどういう仕組みでどう動かしていくのかを考えていくことが大切である。 ・介護職員処遇改善交付金については、最初は非常に不評で島根県でも全国最下位くらいの申請率であった。全国の担当課長会議あたりで、ブーイングが上がり多少でも使い勝手が良くなつたのかなと思っている。この制度は、交付金を使ってやっている。これから先の介護保険制度そのものをどうしていくかという事までの答えは出でていない。国において、これら大きな課題について議論されているので、地方の声をしっかりと届けていかなければならないと思っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業所の運営にあたり、人員基準の緩和や次期制度改革に向けた具体的な対応について、平成23年2月国に要望した 	高齢者福祉課
65	05浜田	04高齢者施策	02介護人材	介護保険事業計画に係る施設整備計画と人材確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化にともない事業所が増えるが、そこで働く職員が確保できるか。 ・よい職員を確保することは難しいというのが実感。スキルアップを目的に研修を受講させるが、福祉職員としての基本的な素質をもつている方は少ないのではないかと感じている。 ・特にヘルペーステーションのヘルパーが少なくなり困っているのではないか。 ・施設が増えていくと職員の取り合いになり、閉鎖しなくてはならない施設もでてくるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職場における人材確保は、喫緊の課題であり、県では、昨年度から緊急雇用対策を契機に、介護人材の確保及び定着促進のために様々な事業に取り組んできたところ。 ・昨年度、介護の職場への就職希望者に対し、ヘルパー2級の資格を取得してもらい、島根県社会福祉協議会の臨時雇用として介護事業所に勤務しながら、マッチングをはかり、1年間で42名の方が就職（浜田会場は14名）。介護人材については、就職しても自分になじまない場合離職につながるので、特にマッチングに力を入れて今年度も引き続き実施。 ・また、現在、ヘルパーの介護雇用プログラムとして、働きながら資格を取得することができる事業を実施。 ・今年度、介護福祉士の資格を取れる方が17名、ヘルパー2級の資格を取りながら働くという事業は現在10名弱である。ヘルパー2級の資格については、年度を通じて様々な研修養成機関の研修に参加していただき、事業所で雇用していただくと、雇用に係る賃金等の費用と研修にかかる費用を県で支援する制度となっており、事業は募集中であるのでぜひ申請していただきたい。 ・福祉人材センターが介護職の求人求職状況をまとめている。有効求人倍率は、平成20年5月時点の0.38が平成22年5月時点では0.72と上昇傾向にあるが、1を割っており概ね介護職員の確保は県全体ではできているといえる。 ・山間部や県西部地域ではなかなか人が集まらないと伺っているが、平成23年度末までに、第4期介護保険事業計画に基づく施設整備が進んでいくことになるが、介護職の求人は徐々に増加するものと考えている。 ・介護職場に従事することについて、県としてイメージアップを図っていく必要があると考えており、直ちにということはもちろん、将来的に中学生や高校生が介護の職場に目を向けていただけるよう県としても取り組んでいく。 ・都会地でもこれから施設整備が進んでくるので、県内で確保している人材が都市に流れていかないように、事業所にあっても職員が流出しないようにお願いしたい。 	<p>働きながら介護の資格を取得する介護雇用プログラムの事業（介護福祉士資格コース）が平成23年度も引き続き実施。</p>	高齢者福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
66	01松江	04高齢者施策	03認知症対策	認知症をめぐるケアについて	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員（特にケアマネージャー）の認知症に対する理解が低く、サービス利用時に困っている事例がある。 ・若年性認知症の人やその症状についての理解が低く、必要なケアについて充分対応されていない。また、小規模多機能型サービスなどの介護保険サービスも使いにくく、経済的な負担が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県では、ケアマネージャーが行う業務について、実施指導ということで各事業所に赴き、ケアプランの内容確認や点検を定期的に行っている。ご指摘にあったように、ケアマネージャーに限らず、介護職員の認識等にも相当のレベル差があり、いろいろな形で情報を頂いている。ケアマネージャー本来の任務を果たしていないような事例もあるので、適切な業務を実施していくよう指導に努めている。 ・認知症ケアに従事する職員のための研修についても、職員の経験年数やレベルに応じた研修を毎年実施しており、ケアマネージャーを始め介護職員の資質向上に今後とも力を注いでいく。 ・若年性認知症の方の施設入所先については、相談窓口の地域包括支援センターや担当のケアマネージャー等と十分協議し、選択することが必要。 ・小規模多機能型サービスは、登録されている方のサービス利用が、週平均4日以上が目安となっており、毎日の利用を制限する制度にはなっていない。こうしたことでも理解の上、それぞれの施設のケアマネージャーとしっかりと協議し、納得いく形でサービスを受けられるようお勧めする。 ・県としては、今後ますます増加する認知症の対策には力を入れていきたいと考えている。また、サービスの質を上げることが高齢者や家族の方の安心に繋がっていくものと考えているので、引き続きその体制づくりに努めて参りたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度認知症実践リーダー研修を、新たに浜田会場で実施 	高齢者福祉課
67	02雲南	04高齢者施策	03認知症対策	高齢者の認知症対策について	<ul style="list-style-type: none"> ・以前から、高齢者の生きがい対策で「ふれあいサロン」を実施している。今後、高齢者の認知症対策については、非常に重要な課題となっていくと考えており、取組の充実を図っていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国でも認知症対策を重点的に進めなくてはならないと言つており、県においてもサービスはもとより、認知症の方及び家族の方々をどう支えていくかが課題と考えている。 ・市町村事業で、「地域支援事業」があり、要介護状態になる前の方を特定高齢者として指定し、サロン的などころで閉じこもり予防など介護予防に繋がる取組をしている市町村はある。条件などの詳細は各市町村に問い合わせていただきたい。 ・県としても認知症全般については、数の把握、医療と介護の連携、早めの確定診断やサービスに繋げていく対策など重点的に取り組み、今後も力を入れてやっていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度認知症疾患医療センターの設置にあわせ、サポート医養成研修を拡充 	高齢者福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
68	03出雲	04高齢者施策	03認知症対策	高齢者の生活支援事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、高齢者のみで介護を行う老老介護、認知症の方が認知症の方の介護をする認認介護、買物をする場所がないあるいは交通手段がない買物難民、近くに親族等がない無縁化などが、市街地、中山間地を問わず現れている。 ・出雲市では10月から新規事業として、「老老介護支援事業」、「高齢者福祉タクシー事業」を開始するよう準備を進めているところ。 ・県として、老老介護、認認介護等の課題に対して生活支援策をどのように構築するのか伺う。 ・あわせて、市町村が行う独自事業に対する財政的支援について伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まず、市町村の課題を明らかにした上で、市町村にある支援サービスの実態をきちんと把握し、各々のサービスを公的事業で実施していくものと、社会福祉協議会やNPO等のインフォーマルサービスとして実施していくものとに棲み分けしていく必要がある。 ・こうした段階をふまえた上で、必要に応じて体制づくりに向けた支援を検討していただきたい。 ・県独自の財政的支援は県財政も非常に厳しい中でハーダルが高いが、地域支援事業や公的な事業については、県も応分の財政的な支援をしているところであり、まずは棲み分けと課題が何か明らかにしたい。 ・本年度から国において高齢者の日常生活課題を明らかにする実態調査が新規事業として実施されており、このような取組を全県に広げて課題を明確にしていくことが先決と考えている。 	回答のとおり	高齢者福祉課
69	03出雲	04高齢者施策	04生きがい対策	元気高齢者について	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の高齢者の50%は健康で働きながら社会に貢献できる、20%は介護保険のお世話になるのが現状ではないかと感じている。 ・残りの30%の方がずっと健康でいるための施策や、高齢者が互いに助け合ったり励まし合ったりすることがこれから社会に大切だと思う。 ・高齢者の望ましい姿として、おしゃれでりんとした高齢者であってほしいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が元気で自立していく期間をできるだけ長くしていくことが行政にとっても大きな課題と認識。 ・本県の高齢者約20万人のうち介護保険の認定を受けている方が約4万人、特定高齢者約1万人とあわせ、全体の25%である。 ・特定高齢者であっても、要支援であってもできるだけ介護保険利用者にならないよう介護予防事業を実施している。 ・健康づくりの点からいうと、生き甲斐活動的なことを助長することで、元気ではつらつとした高齢者でい続けるよう、いきいきファンドや夢ファクトリー事業で助成をしている。 <p>※特定高齢者：このままの状態で要介護者になる、検診の結果が悪い、要介護認定を受けていたが対象からはずれたなど、ちょっと日常生活に不安のある高齢者</p>	回答のとおり	高齢者福祉課
70	07隱岐	04高齢者施策	04生きがい対策	生涯現役認定証について	・生涯現役認定証の交付実績について伺う。	<ul style="list-style-type: none"> ・この制度は平成19年度からはじまり、この7月現在で888名で、隱岐郡内は19名。 ・制度当初は年間200～300名の申請があったが、昨年度が100名程度でありPRが必要と考えている。 ・自薦他薦をとわず、隨時受け付けているので申請していただきたい。 	回答のとおり	高齢者福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課	
71	05浜田	04高齢者施策	05地域リハ	地域リハビリテーションのあり方について	<ul style="list-style-type: none"> ・地域リハビリテーション支援センター事業が廃止された際、地域リハビリテーション体制強化事業の再構築については、リハビリ系サービスが不足する地域における検討会やサービス利用促進のための研修会などを行うとの説明を受けた。 ・圏域における限られた社会資源を有効に活用し、現に行われている事業をいかに整理してリンクさせていくかが大切ではないか。 ・地域リハビリテーションは、高齢者だけでなく障がい者も取り込んだシステムとするのがいいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県では、平成19～20年度の圏域地域リハビリテーション推進行動計画により、高齢者を中心として、それぞれの圏域で必要なリハビリテーションを受けることができるよう、医療や介護、福祉といった関係機関による連携体制の構築を図ってきたところ。 ・計画の終了に伴い事業の再構築を行い、今年度について島根県保健医療計画の進行管理において、医療提供体制の充実や介護との連携について検討し、引き続き、各圏域において、その体制づくりを推進していくこととしている。 ・地域でのリハビリテーションのあり方として、乳幼児から高齢者、障がい者、児童も含め、急性期から回復期、維持期の各段階に応じて、必要なリハビリテーションを受けることができるよう、医療と介護が連携してサービスを提供していくことが重要であると認識しており、圏域の保健医療計画の中で、広く議論されることを期待。 ・また、急性期や回復期のリハビリテーションと介護保険のサービスにわたるリハビリテーション、市町村が実施する介護予防事業など、地域の社会資源がそれぞれ有機的に連携して、身近で安定的に継続して利用できるサービス提供体制の構築が必要であると認識。 ・今年度、リハビリテーションの理解や関心、技術を高めるために、介護保険事業所に対して、研修を実施する予定。 ・また、来年度、第5期の介護保険事業計画の策定にあたっては、市町村が医療提供体制や介護保険サービス、介護予防事業の制度やそれに関連する事業等、各市町村における社会資源について十分把握していただき、県として市町村と意見交換や情報提供をしながら、5期計画策定について支援を行いたい。 	回答のとおり		高齢者福祉課
72	05浜田	04高齢者施策	06その他	老人医療（退院後の介護について）	<ul style="list-style-type: none"> ・浜田医療センターの新築、P E T導入などにより、救急医療や、検診は充実してきた一方、退院後の医療施設の受け入れ体制が不足している。 ・高齢者や山間部に住んでいる方は交通費もかかるため、医療機関の受診が大変困難である。寝たきりの患者も増加しており、在宅診療する開業医も高齢化にしているため限界があり多くは望めない。このような状況について考えを伺いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・退院後は在宅へという方向であるが、老老介護など、在宅生活を継続することが困難な高齢者もいることは認識。 ・第4期介護保険事業計画（計画期間：平成21～23年度）では、特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム等1,100床あまりを整備していくこととしている。 ・また、訪問介護や訪問リハビリテーションといった医療系サービスを充実させていくとともに、小規模多機能型居宅介護サービスの拡充を図り、住み慣れたところを離れないで介護を受け安心した生活が続けられるようサービスの拡充を図っていくこととしている。 ※小規模多機能型居宅介護サービス…自分の住んでいる身近なところで、「通い」を中心として「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービス 	平成24年度制度改正に向けて小規模多機能型居宅介護と訪問看護等を組み合わせて提供する複合型事業所の創設が検討されているところ。	高齢者福祉課	

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
73	07隱岐	04高齢者施策	06その他	看取りについて	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が亡くなる時は、孫や子どもに看取られて亡くなるのが理想だと思うが、条件が整っている家はない。 ・特養などが、在宅のような形で医療行為が認められて家族がすることは特養でしてもらえるなど、自然な形で看取られるという流れができるといかないと、本人が望むようないい最後にはならない。 ・自分はこう死にたいということをもっと言つていただき、今の制度上できない点を県や国に伝えていけるようになるといい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・胃瘻や気管支の痰の吸引は医療行為であり、施設の介護職員にはさせられないという整理になっているが、特別養護老人ホームの入居者は、むしろ医療行為が必要な方が多い。 ・現在国では、医療行為の一部を介護職員にできるよう進めているところ。 ・老人保健施設や、特別養護老人ホームでは、入居する際、本人家族が終末期をどこで迎えたいか聞いています。 ・特養でむかえたいという場合は、24時間スタッフが付き添えるよう体制を整える仕組みになっているので、施設に相談していただくといい。 	<p>国において、</p> <p>①介護職員等による痰吸引の実施のための法制度のあり方</p> <p>②痰吸引等の適切なじっしのために必要な研修のあり方</p> <p>③試行的に行う場合の事業のあり方について検討されている。</p>	高齢者福祉課
74	01松江	05児童・家庭施策	01少子化対策・子育て支援	今後の県の保育行政について	<ul style="list-style-type: none"> ・全国市長会、全国町村会からは「保育・幼児教育については基礎自治体に任せて貰えれば、都道府県の関与は必要ないのではないか」との意見が出されたようだが、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」には都道府県は広域自治体としての役割が求められている。県として、市町村における円滑な運営のための支援をどのように考えているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長会、町村会の発言については、それぞれの立場から考え方を述べられたものと受け止めているが、地域の実情に応じたサービス給付の実施は住民に身近な市町村が担うことが適切と考える。 ・市町村が責任を持って確実にサービスを提供するには、財政面やサービス水準確保などの観点から、都道府県が市町村の業務に関する広域調整や専門性・先進性が必要な取組など、市町村におけるサービス給付の円滑な運営のために必要な技術的支援を行うことが不可欠。また、子ども・子育て支援施策のうち、都道府県が主体となって行う事業においても、その役割を果たすことが求められている。 ・このような子ども・子育て支援において都道府県が持つ役割的重要性を踏まえた上で、具体的な制度設計を行うよう、全国知事会としても国に申し入れたところ。 ・また、今後の保育制度改革の検討にあたっては、自治体の財政力格差が保育サービスの格差に繋がることがないよう、市町村や保育現場の意向も踏まえながら適切な制度設計を行うよう県としても要望しており、引き続き機会を捉えて訴えて参りたい。 	<p>平成22年12月に知事が国に対して次のとおり要望を行った。</p> <p>新しい保育制度の検討にあたっては国の責任を明確にし市町村や保育現場の意向を十分に踏まえ次の点に留意すること。</p> <p>①財政力の弱い自治体への財政措置</p> <p>②児童が必要なサービスが受けられる仕組みづくり</p>	青少年家庭課
75	01松江	05児童・家庭施策	01少子化対策・子育て支援	今後の県の保育行政について	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園と保育所の一体化、特に内容やサービスの一体化は島根県ではどのような速度と程度で進むのか。保育所はどうすればよいのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所と地域との信頼関係、人と人との繋がりや絆の強さは地域の大切な財産、大きな力であると思っている。 ・このような「地域に根ざした保育所」が幼保一体化により立ち行かなくなるとの懸念を聞かせて頂いた。幼保一体化に関しては、保育所、幼稚園、利用者など様々な意見があることから、国民的理解が得られることが必要と考えており、中国知事会としても国に要望したところ。 ・引き続き、国における議論の動向に注視し、保育現場や市町村の意見をよく伺いながら適切に対処して参りたい。 	回答のとおり	青少年家庭課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
76	01松江	05児童・家庭施策	01少子化対策・子育て支援	赤ちゃん一時預かりへの支援について	・こそけんの主たる取組の一つに「赤ちゃんの一時預かり」がある。家で子育てを頑張っているお母さんの息抜きとして利用して貰うのが目的。託児料金が高いために二の足を踏んでおられる方がたくさんあり、何か公的に支援を貰いたいという要望がある。	・保育所においても一時預かりサービスはあるが、事前面接、事前申し込みが必要で緊急時や育児中のリフレッシュなど、ちょっと預けたいと思った際に利用できるこそけんさんが実施しておられる一時預かりサービスは、非常に重要な取組と考える。 ・ただ、保育所で実施する一時預かり事業に対しては国や県の補助制度があるが、補助基準があり現在県内において保育所以外で助成を受けている施設はない。 ・今年度、県単独で「しまね子育て支援プラス事業」を創設したが、現状では該当するメニューはない。しかしながら、今後メニュー等の見直しをすることになってるので、市町村等の要望を踏まえ検討していかたい。 ・事前に頂いたアンケート調査結果からの子育て中のお母さん達のご意見についても、有効に活用させて頂きたい。 ・国の「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」でも、一時預かりについて現物給付を行うことを検討されており、今後注視していかたい。	こそけんの一時預かりは認可外保育施設に該当する。現時点では認可外保育施設が実施する一時預かりに対して、県が補助金を交付することはできない。 ただし、こそけんは子育てサロンとして登録されており、H23年度実施する「子育てサロン活動支援事業」の補助対象となる。この事業の活用により、支援することは可能。	青少年家庭課
77	01松江	05児童・家庭施策	01少子化対策・子育て支援	介護者の子どもとの保育所入所について	・介護者が勤務していないため、子どもが保育所に受け入れて貰えないが、保育所の規則を弾力的に運営できないか。	・保護者が同居の親族の介護に常時当たっている場合などについては、保育所を利用することはもちろん問題ない。 ・保育所が受け入れるのは、「保育に欠ける児童」であり、その子どもが保育所で保育しなければならない状況か、どれくらい必要度が高いかという観点で判断している。 ・ただ、松江、出雲を中心に待機児童がいる現状であり、それぞれのご家庭の緊急性、必要性によってはしばらくお待ち頂く場合もあったのではないかと想像する。 ・県としても市町村の保育所整備などを支援し、待機児童の解消に努めているところ。個々の児童の入所について、まずは当該市町村にご相談頂きたい。	回答のとおり	青少年家庭課
78	03出雲	05児童・家庭施策	01少子化対策・子育て支援	保育所職員の待遇改善について	・市内に44か所の認可保育所があるが、現在保育士不足が顕著になってきている。 ・待機児童解消のため定員を増やしても園によつては保育士不足により受け入れは困難という施設もできている。 ・国の職員配置基準の改善で待遇改善に結びつくような施策をするよう国に働きかけてほしい。	・保育士の確保が困難になりつつあるが要因の一つとして待遇や処遇が不十分であるのかもしれない。 ・国の運営費、補助の基準に届かないが、休日保育の対応や障がい児の受け入れなど様々なニーズのある部分は県単補助制度があり、地域独自の子育てサービスが必要な部分は県単ができるだけ使いやすい形で用意しているが、待遇改善は、本来の運営費補助でみるべきで、最低基準に反映されるべき事項。 ・国においては、保育所の専門性への期待が高くなっていることを踏まえ、保育の質の向上や財源の確保にあわせて検討されている。 ・地域の保育サービスの充実、それに必要な財源の確保について、今後も継続して国へ働きかけていく。	・知事が、省庁担当者との意見交換(H22.11)で保育所職員配置基準、処遇の向上の必要性を訴えた。 ・子ども・子育て新システムの検討の場では、職員配置基準や処遇向上も議論されており、今後の動向を注視したい。	青少年家庭課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
79	03出雲	05児童・家庭施策	01少子化対策・子育て支援	保育所施設整備費補助金・交付金制度の継続、拡充について	・老朽化が進んでいる施設があるが、安心子ども基金で平成22年度かなり施設を改修し増員した。 ・平成23年度以降の状況が全く不透明なので、地方は継続を求めていることを国に伝えてほしい。	・安心子ども基金については、平成23年度以降の状況は不透明。 ・平成23年度の助成が全くなくなることはないと思うが、できるだけ早く状況を示してほしいと、部長から厚生労働省に直接伝えている。 ・先月も全国知事会を通じて、安心子ども基金の継続積み増しを要望したところ。 ・詳細をつかみ次第情報提供していく。	・安心子ども基金は国の補正予算で積み増し、延長が決定した。 ・23年度整備分については、県当初予算で所要額を確保した。	青少年家庭課
80	03出雲	05児童・家庭施策	01少子化対策・子育て支援	乳幼児医療の助成拡充について	・本年12月に制度改正があるため、市の9月補正予算に計上している。 ・就学すると一気に3割負担が生ずるため、薄くでいいので小学校に入学以降も助成制度の拡充を考えいただきたい。	・乳幼児医療費助成は、小学校修学前までの乳幼児期の子どもは、病気の罹患率が高いこと、また重症化するケースも多いことから、疾病の早期発見早期治療が重要であるということから始まった制度。 ・乳幼児期の子供を持つ親は、概して、年齢が若く所得が少ないことが多く、乳幼児期の子どもの入院・通院に係る医療費に対して自己負担限度額を設け、それを上回る額について市町村と一緒に支援をしていくこうというところから制度が始まっている。 ・国の医療保険制度においては、小学校就学前は2割負担であるのに対し就学以降は3割負担となり、小学校入学にともない相対的に負担が大きくなることがより一層親の負担感を増している。 ・仮に助成対象年齢を拡大し、就学以降の児童の自己負担率を3割未満にすると、国の療養給付費等負担金が減額されることになり、保険財政の厳しい本県においては、減額の影響について考えると助成対象を拡大することは慎重にならざるを得ない。	回答のとおり	健康推進課
81	03出雲	05児童・家庭施策	02児童相談・児童虐待対策	児童相談所の機能・体制強化について	・相談窓口を設置し、児童相談所、教育委員会と連携するとともに、要保護児童対策地域協議会を設置し要保護児童の相談を受けているが、新しい事例の相談があったときの対応には限りがあり、児童相談所に大きく期待するところ。 ・児童の命の危険等迅速な対応を求められる事例については、法的な規定により強制的な措置権を有する児童相談所なくしてはどうにもならない。 ・国から示された児童虐待防止対策にも児童相談所の人的な面の質・量とも体制強化が掲げられており、人的整備に取り組んでいただきたい。同指針では市の職員の質・量の人的整備も掲げられているが努力するが難しい。	・児童福祉法の改正を受け平成17年度から市町村で児童相談対応をしていただいているところ。 ・児童相談所の専門性に対する期待に答えていかなければならないと考えている。 ・県が県民へのサービス提供を将来的にやっていくために、安定的な財政運営をすることが至上命令であり、定数削減目標を掲げている状況で、児童相談所の人員を増やすことは厳しいが、専門職員の確保についてはしっかりと対応していく考え。 ・平成23年度も、児童福祉士の任用資格を有する者を児童福祉職として採用するため3名募集している。心理職も平成22年度に続き採用する予定。 ・従事している職員の資質向上も不可欠であり、県の職員だけでなく市町村職員や児童委員を対象とした研修を実施。 ・県の児童相談所の児童福祉職、心理職以外にも、弁護士、法医学の医師や精神科医師を非常勤で嘱託として採用しており期待される専門性に答えていきたい。	①児童相談所の専門性の向上などを目的に、H23年度は児童福祉職2名、心理職2名を採用した。 ②職員の資質向上研修として ア) 市町村職員等専門研修会(児童福祉司任用資格認定講習会)を開催 8月、9月に県下3会場で実施、102人が受講 イ) 市町村職員ステップアップ研修を実施 H23年1月に県下2会場で実施、40人が受講	青少年家庭課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
82	01松江	05児童・家庭施策	03里親制度	里親への委託について	<ul style="list-style-type: none"> ・松江地区里親会の受託里親は、高齢化等により減少傾向にあるが、委託希望の里親はいる。しかし、委託希望がなかなか叶えられない。 ・委託判断するとき、全ての条件合致は難しいので、一つでも条件が合えば里親に打診して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的環境における養護の充実を目的の一つとして児童福祉法が平成20年に改正され、里親制度の拡充が図られたところ。子どもが社会人として人生を歩む際の心の支えを育む意味で、家庭で養育される意義は大きく、里親委託の促進はとても重要と考える。 ・児童相談所では、子ども一人ひとりの状況を確認し、見極めた上で実親の意向や里親の方の要望など様々な要素を勘案しながら判断している。 ・ご指摘のとおり、少しでも可能性があれば里親さんに打診させて頂いており、当該児童相談所の管内に候補里親がおられない場合は、管外の里親さんへの打診や委託も行っているところ。 ・頂いた前向きなご意見を受け止め、今後とも里親の皆様と協力しながら、各児童相談所において家庭的養護、里親への委託促進に向けて取り組んで参りたい。 	H23当初予算措置 新規事業として、里親の啓発を図り、里親登録及び里親への委託の促進を図ることを目的とした「家庭生活体験事業」を実施する。	青少年家庭課
83	01松江	05児童・家庭施策	03里親制度	児のグループホーム、里親制度の充実について	<ul style="list-style-type: none"> ・問題のある家庭に障がい児が生まれ、育児問題が加わるケースが多い。里親が障がい児を預かることが多いと聞くが、そのような子どもや預かる里親をサポートする支援体制も必要ではないか。 ・里親への支援、子どもの支援の充実のため、心理的支援や実際の支援も出来る児のグループホーム（育児相談や支援にも関わって貰える子どもセンター的なもの）が欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームは法制度上の規制があり、サービス利用者は一定の障がい区分に該当する身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者であり、あくまで成人が対象。ご意見は承知したが、すぐに実現するのは難しいと考えている。 ・保護を要する子どもに関して、障がいの有無に関わらずより家庭的な環境で愛着関係の形成を図ができるよう支援することが求められており、里親委託の促進は重要と考えている。 ・平成14年に児童虐待に対応するため、専門的技術を取得した専門里親が制度化された。その後、児童福祉法改正により、非行等子どもや障がいのある子どもについても専門里親への委託の対象とされた。島根県の養育里親は、本年4月1日現在69組120人、そのうち専門里親は9人である。 ・県としては各児童相談所において、里親からの相談対応など養育支援や新規の里親登録者の開拓、里親委託の促進活動、里親会員・児童相談所職員・関係機関との交流会等を行い、緊密に連携を図っているところである。 	回答のとおり 回答のとおり	障がい福祉課 青少年家庭課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
84	03出雲	05児童・家庭施策	03里親制度	里親について	<ul style="list-style-type: none"> ・県内施設に預けられている子どもの割合は、3施設の定員170名に対して、86%の144名である一方、出雲地区里親の委託率は16%である。 ・5月29日に行われた中国地区里親大会において、子どもの幸せより施設の運営が大事ではないかとの発言があったが、それに対する県の回答はなかった。 ・里親家族との生活は施設では得られない多くのものを与えてくれる、親の愛情、家族との絆、将来の夢や希望を与えてくれるのは親だけである。 ・県には子どもの幸せは何かということを考えいただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の状況は、社会的養護を必要とすることの7割が施設おり、残りの半分は里親に養育を委託し、残り半分が乳児院にいる乳児である。 ・子どもにとってどういう環境での養育がいいか、個々の子どもを第一に考え養育を決定しているところ。里親の元で暮らすのがいいのかもしれないが事情が許さない場合もある。 ・児童福祉法が体系化される中で、施設養護だけでは足りない、家庭的養護を必要とする子ども、特に虐待等で心に深い傷を負った子どもたちには家庭的な環境を用意した方がよい、大きな施設よりも小規模な環境の元で養育した方がよいという方向に向かっている。 ・里親というとなにか養子にとられてしまう印象があるが、養子縁組里親と育てて大きくするだけの養育里親というのもある。 	<p>H23当初予算措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新規事業として、里親の啓発を図り、里親登録及び里親への委託の促進を図ることを目的とした「家庭生活体験事業」を実施する。 ●「家庭的養護促進事業」を継続して実施し、児童相談所等関係機関と連携して、普及啓発活動や訪問援助活動、委託瘦軀心活動等を行う。 	青少年家庭課
85	03出雲	05児童・家庭施策	03里親制度	里親に対する理解の促進について	<ul style="list-style-type: none"> ・10～15年前のこと、ある施設の施設長にその施設の子どもを里親委託に出さない理由を聞いたところ、今の人員を確保しないと予算も職員も削減される可能性があるのでだせないと聞いた。 ・また、この3～4年、委託に出していく子どもがいるか何の相談も調査もないとのこと。 ・子どもを施設に預けている方で、里親にずっと預けるのか短期的なのか詳しい説明がなく、里親にだすのを断ったという方がいる。 ・これらのことから、県は施設の子どもを里親委託に出す気がないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・里親制度について親権者や施設、広く県民に正しく理解していただくための活動を繰り返していく。 ・里親会の皆さんといっしょになって施設に行ったり、短期的に里親の元で体験することもできる仕組みになっている。 ・そのための予算も前年並みに確保している。 	同上	青少年家庭課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
86	06益田	05児童・家庭施策	03里親制度	里親と里子について	<ul style="list-style-type: none"> ・里親になろうとする人は、里子を育てたいという思いを強く持ち、すばらしい里子に巡り会いたいと思っている。 ・乳児期の里子は里親のそうした思いをきっと満足させてくれると思っており、里子の成長こそ、里親の一番求めるものだと思っている。できるだけ幼少期に里子の委託をして頂きたいと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・里親の皆様には自分の家庭で生活できないことも達成、家庭で育てていただき、また里親会としても精力的に活動頂き、改めてお礼申し上げる。 ・一昨年児童福祉法が改正され、里親制度の拡充が図られたところである。子どもが成長し、社会人として人生を歩む際に精神的な支えや心の糧を育む上で、家庭で養育して頂く意義は大きく、また地域の方々とふれ合いながら支え合いながら育っていくことが非常に重要であると考えている。そうした意味からも家庭的養育や里親制度の拡充には力を入れていかねばならないと思う。 ・出来るだけ幼少期に委託をするのは里親の皆様の声と受け止めている。一方で児童福祉の観点からは、子どもに対して一番良いケアは何かを、子どもの年齢やおされた環境を見極めた上で判断していくことになる。 ・頂いたご意見は児童相談所長にも伝えており、今後も各児童相談所長とともに家庭的養護、里親委託の促進に向けて取り組んでいきたい。 ・家庭的養護や里親委託促進については、地域で理解や受け入れも重要であると認識しており、こうした場でもご意見を頂き里親制度の意義や里親の皆様の日頃のご尽力について広く県民の方々に周知を図り、理解を深めて頂く事が重要と考えている。 	H23当初予算措置 新規事業として、里親の啓発を図り、里親登録及び里親への委託の促進を図ることを目的とした「家庭生活体験事業」を実施する。	青少年家庭課
87	01松江	05児童・家庭施策	04その他	ネットワーク作りを継続する団体への支援について	<ul style="list-style-type: none"> ・地域から若い人がいなくなっている状況があり、従来の地域に代わり子育て中のお母さん達のネットワークなどをつくり、情報共有や相互で支え合う仕組みを構築しているのが市民団体・支援団体組織であると考える。 ・行政からの補助金などの助成は、新規のものに対する行はれるが、新規事業だけでなくネットワークを継続して行っている団体支援、団体助成があつても良いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に若い人が少なく、代わってネットワークや支援団体に支えられて貢献しているのは承知しております、地域だけでなく子育てに支援頂いている団体に対しても応援したいと思っている。 ・各団体の方々といろいろ具体的にご相談させて頂きながら、どんな支援ができるか、柔軟に考えていきたいと思う。 	回答のとおり	青少年家庭課
88	05浜田	05児童・家庭施策	04その他	高齢者と子どもの交流について	<ul style="list-style-type: none"> ・ある県では、高齢者のデイサービス施設に子どもが放課後帰ってきて、認知症の方もそうでない方も一緒に遊んだり本を読んだり昔話をしたりしていると聞いた。 ・地域の空き家を利用して、地域の高齢者、子どもが毎日交流ができる、構えるのではなく日常生活になることが、本当の地域のコミュニティーと思いやりのあるすばらしい心が育っていくのではないかと思う。 ・市民が関わって夢を持ちながら、地域力によって高齢者も生きる力の弱い人も支えられる、市民も行政も共同で一緒にやっていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在県内では、放課後こども教室や放課後児童クラブが地域の実情に応じて設けられており、教育委員会と連携して子どもプランという形でそれぞれの地域の取り組みを支援している。 ・放課後児童クラブ、こども教室が知恵を絞った創意工夫のある取り組みを、事例集としてまとめて各地でご紹介しており、今後も情報提供するなかで、このような視点が大切であることを広めていきたい。 ・また、市町村の取り組みを支援するしまね子育て支援プラス事業のメニューの中に高齢者との交流、世代間交流といったものを、公民館、児童館を拠点として活動されることを支援していくよう進めているところ。 	回答のとおり	青少年家庭課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
89	07隱岐	05児童・家庭施策	04その他	市町村への権限移譲について	・都市部の待機児童解消を目的として、設置基準などが緩和されているが、設置基準や職員定数は国の責任でやっていただきたいし、県も見てほしい。	・市町村への権限移譲とは別に、施設基準等を緩和する流れがある。 ・これまで、国が告示で定めていた基準を都道府県判断にゆだねるという法改正が国会で審議されていたが、成立しないまま、通常国会は終了した。 ・いずれ再度議論されることになるが、保育所の広さ、保育士の配置、調理室の位置などは、国が定める基準を都道府県が定める条例で従わなければならないという整理がされている。 ・現在、保育制度は大きな改革の議論がされており、都会、地方それぞれの実情があり、それを踏まえた議論がなされるよう注視しているところ。 ・見直しがされる中で、財政力の弱い自治体で保育サービスの水準が下がることのないよう財源措置を講ずるよう国に要望しているところ。	・保育所の最低基準を都道府県が条例に委ねる法案は引き続き審議されている。 ・この法案では、職員配置や児童一人あたりの面積などは、引き続き国の基準によることになる。 ・知事は、これまで国に保育の質の向上や必要な財源の措置を訴えており、今後とも機会をとらえて要望を行う。 ・また、制度改革の検討の場では、職員の配置基準や待遇の向上も議論されており、この動向も注視していきたい。	青少年家庭課
90	01松江	06障がい施策	01自立支援関係	障がい者就労への理解を深める取組について	・障がい者が就労のために出向いた先の企業において、未だに経営のトップにある人の言動が障がい者就労の足を引っ張っているという話を聞く。企業側への呼びかけは社長の集まる会議で周知していくなど、最も効果的な手法を考えて頂きたく。	・県では、これまでゆめいくカンパニー認定制度等や、障がいの方の就労の様子をフリーペーパーにまとめ、年数回ではあるが紙媒体でのPRもしている。 ・ご指摘のように、理解ある企業とそうでないところがある。鳥取県では、あいサポート制度という取組を始めている。全県民を対象とする運動であり、障がいの形態や社会としてどういう理解や支援をしていくかについて、事業所単位で研修して学ぼうとする取組であり、重要な取組と考え現在注視している。 ・社長さんなどの集まる会議などの働きかけについては、今後の取組の参考としたい。	平成23年度から、障がいに対する理解促進・啓発事業として「あいサポート運動」に取り組む。（鳥取県との共同事業）	障がい福祉課
91	01松江	06障がい施策	01自立支援関係	就労について	・障がい者の就労は非常に厳しい。サービスとして就労移行を選んでも、2年間で就労に移行できる人は僅かである。延長を申し込んでも受け入れやすい地域と断られる地域の格差があるのはどうしてだろうか。	・就労移行支援事業は、一般就労に向け期限を区切って必要な知識や能力の向上のための訓練を行うもの。長期化を避けるため、標準利用期間が2年とされている。 ・2年経過後、さらに訓練の継続の必要がある場合は、市町村審査会の判断で1年に限り延長することが認められている。真に期限延長が必要かどうかを個別ケースごとに専門的見地から判断することになっている。 ・利用者の状況はそれぞれであり、市町村審査会において専門委員による審議の上、個別に判断されるため地域によって異なるように受け止められたのではないかと思う。 ・県では市町村審査会の委員研修等も行っているので、どのような基準で判断されているか意見交換も行ってみたいと思っている。	毎年度当初に市町村審査会委員研修を開催しており、その中で意見交換を行いたい。	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
92	01松江	06障がい施策	01自立支援関係	個別支援計画の格差、サービス情報公開について	<p>・同じサービスなのに、事業所により内容が異なっていて驚くことが多い。個別支援計画が策定されても知らされていない、サービス内容を知らされていない、契約内容が分かりにくいなどの事業所の問題が多いと気づかされる。各事業所のサービス内容、実績などについてもしっかりと情報公開して欲しい。</p> <p>・また、県で雇用した障がい者のその後の就労状況等の実態についても教えて欲しい。</p>	<p>・障がい福祉サービス事業所において、利用者一人ひとりに目標設定し、その達成のためどのような支援を行うかという個別支援計画を作成し、実施していくことが基本というのはそのとおりである。しかし、国の調査でも個別支援計画の作成については残念ながらあまり進んでいない。</p> <p>・それを良しとはしないが、個別サービス利用等については、基本的には市町村自立支援協議会などで協議検討されるものであり、県としても支援を続けていきたい。</p> <p>・サービス事業所に関する情報公開については、各事業所がどのようなサービスを展開しているかを公開するのは当然のことである。どこまでできているか、利用者に伝わっているかなど、事業所への実地指導などの場で検討改善して参りたい。</p> <p>・県でステップアップ雇用された方のその後の状況については、資料が手元にないので詳細はお伝えできない。就労支援を受けた方が一般就労へ移行する難しさ、移行後の継続の難しさについては承知している。その後のフォローが重要であり、力を入れていきたいと思っている。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
93	01松江	06障がい施策	01自立支援関係	自立支援協議会の格差について	・地域によってはまだ無いなど、自立支援協議会の温度差が大きい。立ち上がっているか、本当に質はどうなのか実態の把握を県にお願いしたい。	<p>・県内の21市町村には、まだ自立支援協議会が設立されていないところもあり、市町村によって取組状況に差があるのは事実である。</p> <p>・障がいのある方が、地域で安心して生活していく仕組みづくりをするうえで、市町村自立支援協議会の果たす役割は大きいと考えております。これまで県内の全市町村に自立支援協議会の充実に向けた取組をお願いしてきた。</p> <p>・今年度からは、県が委嘱した相談支援アドバイザーの協力を得て、取組が遅れている地域に職員が出向き、状況を伺い、必要な助言を行うこととしている。</p>	自立支援協議会未設置市町村の所在する圏域に出向き、市町村との意見交換を行い、設置を勧奨した。現時点では未設置は1町のみとなつた。今後も継続して助言を行う。	障がい福祉課
94	01松江	06障がい施策	01自立支援関係	生活リハビリ施設の拡充について	・高次脳機能障がいの状況は、個々、千差万別。身体障害がなければ、非常に分かりにくい状況がある。結局それで、就労できない、社会参加できないという事になる。そこで、生活リハビリ施設の設置をお願いしたい。	<p>・高次脳機能障がいも制度の谷間となっている障がいの一つ。生活リハビリを主目的とする公設公営の施設を県が新たにつくることは困難。</p> <p>・県としては、日々の生活の中での刺激や生活そのものがリハビリとなる事を支援者の方々に十分説明し、理解頂くよう努める。その上で、本人の生きる意欲を引き出す支援が施設やサービスの種別を問わず提供できるよう、当事者・家族の会の協力を得ながら普及啓発に努める。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
95	01松江	06障がい施策	01自立支援関係	医療と福祉の連携強化	・島根県は特に高次脳機能障がいの専門外来が少ない。福祉施設との連携がどうしても必要であるので、一層強化して欲しい。	<p>・医療と福祉の連携を図るために、県内7つの障がい保健福祉圏ごとに設置した相談支援拠点が主催するネットワーク会議を定期的に開催し、情報提供、ケース検討などを実行しているところ。</p> <p>・平成21年には、医師、保健師、作業療法士、言語聴覚士等が参加し、計23回のネットワーク会議を開催した。</p> <p>・こうしたことを契機として、身近な地域で関係者が連携し、支え合っていく体制整備に今後とも努める。</p>	平成22年10月に東部島根医療福祉センターにおいて、松江圏域では初となる高次脳機能専門外来が開設された。	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
96	01松江	06障がい施策	01自立支援関係	若年の高次脳機能障がい対策の充実について	<ul style="list-style-type: none"> ・若年者、幼児から小中高生もあり、教育的見地からの対策も必要と考える。島根県では平成18年からモデル事業が実施され、県内7か所の拠点で支援が始まっている。 ・これからますます分かりにくい障がいの相談等が拡充され、対応者の質が向上していくものと期待している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県としても、県支援コーディネーターが、今年度県内の特別支援学校からの要請を受け、教職員に対して高次脳機能障がいについて出前講座を行うなど、教職員の方々の関心の高まりを感じている。 ・全国では、千葉リハビリテーションセンターが中心となって先進的な研究がなされていると聞いている。 ・県でも千葉リハビリテーションセンターの太田令子氏を講師に、心と体の相談センターが主催する研修会を年末に開催する予定である。 	<p>12月11日に県内では初めてとなる小児期をテーマとした研修会を松江市で開催。「子どもの高次脳機能障がいの特徴と支援」と題する講演、実践報告の構成で135名が参加。1/4程度が教育関係者が占め、今後の小児期での支援についての起点となった。</p>	障がい福祉課
97	02雲南	06障がい施策	01自立支援関係	自立支援協議会の設置について	<ul style="list-style-type: none"> ・雲南圏域1市2町はどこも自立支援協議会ができない。行政だけでなく、いろいろな機関、団体などの意見を聞き、圏域の障害者の問題を議論してほしい。 ・現在の1市2町の自立支援協議会の立ち上げの状況等について説明頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会は相談支援事業を始め、地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村に設置される重要な役割を果たすもの。 ・県としては、未設置の市町村に対しては早期に設置するようこれまで助言を行ってきたところ。 ・雲南圏域においても、障がい者自立支援協議会の趣旨に沿った取組が動き出しつつあると認識している。 ・雲南市は、現在設立準備会を設置して、準備を進めているところ。奥出雲町は、協議会に相当する役割りを持つ組織は既にあり、今回設置済みという考えに変更したいとのこと。飯南町についても、準備会は行っているので、設置について詰めを急ぎたいとの回答。 ・今後は、県が設置している相談支援アドバイザーの協力を得て、各圏域単位での関係者による意見交換や個別市町村に対する設置運営方法に関する具体的な助言での支援を行っていきたい。 ・また、各圏域ごとに相談支援コーディネーターも置いており、これらの方から市町村の自立支援協議会や事業者の方への調整の役割を果たして貢うよう働きかけてていきたい。 	<p>雲南圏域市町村を始め、協議会未設置の市町村に対しては、圏域別に市町村との意見交換やアドバイザーパートナー派遣を行い、設置に向け、助言・勧奨を行った。現在、雲南圏域では全市町村で設置済みである。</p> <p>また、市町村協議会の運営支援として、市町村自立支援協議会委員等研修会を開催し、情報提供や取組状況に関する意見交換を行った。</p>	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
98	04県央	06障がい施策	01自立支援関係	障害者自立支援法における法整備の矛盾点について	・就労支援事業会計基準の施行により、会計処理が非常に煩雑になっているにも関わらず、人員基準上、担当職員の配置がない。専属の会計（事務）担当職員が配置できるように措置するべきである。	・従来の授産事業会計から就労支援事業会計への移行により、①利用者製造製品原価管理の徹底、②自立支援事業ごとの経理区分の導入などが盛り込まれ、より綿密な会計処理が必要になった事はご指摘のとおり。 ・現状では、利用者の処遇に関わる職員については人員配置基準で定め、一方、会計処理に要する職員経費については、障がい福祉サービスの報酬の中で、包括的だがこれらの方の人工費も含んで所要額が算定されていると考えている。 ・事業所運営に必要な人員配置全てを一定基準で義務づけするとすれば、かえって各事業所の自由で柔軟な運営を阻害する事になり、現状の考え方には一定の理由があると考えている。 ・適正な工賃算出のためには、原価の把握が必要であり、目標工賃達成加算が創設された事により、一層原価管理が重要となっている。会計基準の見直しもこの趣旨によるものであり、前向きに捉えて頂くとともに、効果、メリットもあると思うので、そのような視点に立ってご対応頂きたい。	回答のとおり	障がい福祉課
99	04県央	06障がい施策	01自立支援関係	退院支援事業・高次脳機能障害者支援等の充実について	・退院支援事業、高次脳機能障害者支援事業、相談事業を受託している。なかなか活動に見合った財源が確保できていない状況があり、苦慮している。 ・退院支援事業を市町村におろすという話があるが、時期尚早であると思う。	・退院支援事業については、まだ緒についたばかりで、取組も予算面でも充実したものでなく、国でもモデル事業を準備している状況。これからモデル事業などを展開しながら、検討していかねばならないと思っている。 ・高次脳機能障がいについても、丁寧に対応して頂き、感謝している。この事業も、個別対応やどこまで調整のお願いをするかについては、委託費の中での積算には盛り込んでいない。かなりご負担頂いた部分もあり、申し訳なく思う。また実態を聞かせて頂きたい。 ・退院支援事業を市町村におろすという話は、平成21年に改正法案が出ていたが、この法案が廃案になりこの動きはなくなった。新たな障がい者支援制度構築に向けて、現在障がい者制度改革推進会議で検討が進められており、その検討状況を注視していきたい。	障害者自立支援法の改正により、退院支援事業は平成24年度から市町村に移行することとなり、「地域相談支援」と「基本相談支援」に分かれる予定である。このうち、「地域相談支援」については個別給付化されることになっている。また、「基本相談支援」については財源措置が未定である。	障がい福祉課
100	04県央	06障がい施策	01自立支援関係	政策決定のメンバーについて	・政策決定のメンバーに当事者を入れないのか。国ではあるようだが、県はどうか。	・現在国においては、障がい者制度改革推進会議を設置し、新たな障がい者制度について検討されている。この検討会議のメンバーには多くの障がい当事者が参加しており、当事者の意見が反映された制度ができるものと期待している。（精神障がいに関しては、家族会及び当事者団体の代表者が構成員になっている。） ・また、県においても、今日のような圏域別公聴会や来月開催する障がい者団体との意見交換会など当事者の意見を聞く場を設けており、こうした意見を施策に反映するよう努めているところ。	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
101	05浜田	06障がい施策	01自立支援関係	発達障がい者への対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の公聴会においても発達障がい者の短期入所、日中支援について伺ったが、中・長期的な方向について議論していて年度内にはとりまとめるとの回答をいただいたいたが、その後の検討状況について伺いたい。 ・平成22年度から浜田市、江津市の市町村事業である日中一時支援事業において、行動障がい児者を受け入れた場合、個別支援型という区分で、医療型、重度心身障害者と同等の報酬が設定され、人件費的補償がある程度得られたので、事業者としても受け入れやすくなった。 ・ただ、行動障がい者をお持ちの家族の方の負担は非常に大きいものがあり、短期入所の要望があいかわらずある。 ・報酬もさることながら、人的配置、設備的な点から受け入れることが難しいことがある。今後のこのような方への支援の方向性についてお考えを伺いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年21年2月に発達障害者支援部会を設置し、発達障がい者支援のあり方について協議を進めている。先般最終議論を終え、最終報告書については修文を含め会長に一任しておりまもなく完成する。 ・今後の取り組みとして、自立訓練事業、短期入所事業、日中一時支援事業、地域活動支援センターなどサービス提供事業所における発達障がい者支援スキルの向上を図りながら、利用可能なサービスを拡充していく必要があるとまとめたところ。 ・今後はワーキンググループを編成し、サービスメニューを年齢、発達段階などのステージごとに立体的に並べていく作業を年度内に実施し、まとめあげるよう議論を進めている。 ・日中一時支援事業は、市町村の地域生活支援事業のひとつであり市町村の主体的判断において実施されるもの。 ・発達障がい者のショートステイの制度化を考えた場合、発達障がいが法律の対象であると明確化される必要があり、国の議論を注目しているところ。 ・発達障がい、高次脳機能障がいは制度の隙間にある障害と表現されることがあるが、制度の谷間を生まない新しい制度にしていくうという国と考えが実現すればサービス対象になるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度に発達障がい者支援部会委員等による三つのワーキンググループで「乳幼児期」「学齢期」「成人期」における支援の在り方をとりまとめ、その結果を平成23年度予算事業に反映させた。 ・発達障がいについては、従来から精神障がいに含まれるものとして障害者自立支援法に基づく給付の対象となっているところであるが、平成22年12月10日に施行された改正障害者自立支援法において、発達障がい者が同法の障がい者の範囲に含まれることが法律上に明記されたところである。 	障がい福祉課
102	05浜田	06障がい施策	01自立支援関係	障がい者の就労促進について	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳所持者のうち何割かは就労できれば地域の力になる。 ・福祉人材が不足していると感じており、パート的でもよいので、福祉施設に障がい者が雇用されるとよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで障がい者の就労の場は機会が限られており、仕事の内容も比較的軽作業だったり、単純反復するものだったが、従来にない分野に拡大できないか、それにともなって工賃の向上も図れないかという方向になってきている。 ・少しでも多くの新しい仕事、職場、仕事内容を開拓していきたい。同じような境遇、悩みを持つ故に人の役に立てるということが多々ある。制約があるかもしれないが、障がい者の福祉サービスを提供される事業所で働くことを応援するというのは大切。 	回答のとおり	障がい福祉課
103	07隱岐	06障がい施策	01自立支援関係	地域自立支援協議に対する県の関わりについて	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会は市町村に移行してからまだ数年で上手く展開していないように思うので、活性化するよう県の指導があるとよい。 ・隠岐は、人口ニーズ交通アクセスも悪いので、ハッピーアフタースクールを養護学校以外の子どもが使うなど条件を緩和した考えが認められる使いやすくなると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の自立支援協議会は、活動状況に温度差があり、コーディネーターや全県で2人配置しているアドバイザーを派遣して活性化していくよう促したり、一緒にになって考えていくうと思っているところ。 ・隣接する市町村と連携して取り組むというケースがあるなど市町村が連携するのが一義的とはいえ、県としてもかかわっていきたい。 ・ハッピーアフタースクールの条件緩和については、持ち帰って検討させていただく。 	ハッピーアフタースクール事業については、制度の趣旨や創設前後の経緯などから、現時点では利用対象児童・生徒の拡大については困難と考えます。	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
104	01松江	06障がい施策	02精神保健	福祉医療制度の適用について	・精神障がい者の通院医療費については、自立支援医療の対象となっているが、入院医療費は対象となっていない。負担軽減のため、他の手帳所持者と同様、精神障害者保健福祉手帳所持者も入院医療費を福祉医療の対象として欲しい。	・全国の状況をみると、福祉医療制度に精神障がい者を対象にしているのは、47都道府県のうち、19にとどまっている。入院まで含めると、さらに少なく、11にすぎない。残りの36県は島根県と同様となっている。 ・現在、国の障がい者制度改革推進会議で「障がい者総合福祉法（仮称）」の制定に向けて議論が進められており、自立支援医療の利用者負担のあり方や社会的入院の解消等について論点整理が行われている。当事者の方も委員に入っており、自立支援医療の対象に精神障がい者の入院医療も含めるべきではないかという意見などについて、国レベルで議論されている。 ・また、国においては後期高齢者医療制度や障害者自立支援法の廃止が決定しており、医療保険や公費負担制度が改正される見込みであることから、これらのベースの上にある福祉医療制度に大きく影響する。 ・対象者に精神障害者保健福祉手帳1級所持者（入院患者）を追加することについても、こうした国の動向を注視し、自立支援医療の方向性を見極める必要があると考えている。	回答のとおり	障がい福祉課
105	01松江	06障がい施策	02精神保健	公共交通機関の割引の適用について	・精神障害者保健福祉手帳所持者にはJR、バス、タクシー等の公共交通機関の割引制度が適用されていないので、他の手帳所持者と同様に適用するよう関係機関に要望して欲しい。	・手帳所持者に対する運賃割引制度は国の通知に基づき実施されており、身体障害者手帳、療育手帳所持者には割引制度が設けられているが、精神障害者保健福祉手帳所持者には割引制度がないのが現状である。 ・全国をエリアとするJRや航空各社等については、全国一律の制度として国において検討されるべきものと考えているが、地域の事業者（バス、タクシー）に対しては、昨年度も島根県旅客事業者協会に割引制度の適用について依頼しており、今年度も引き続き働きかけて行きたい。 ・なお、市町村営生活バスや市町村の依頼で運行される過疎バスについては、多くの場合精神障害者保健福祉手帳所持者にも割引制度が設けられている。	精神障害者保健福祉手帳所持者に対してもバス運賃の割引が適用されるように、社団法人島根県旅客事業者協会に対して要望を行った。	障がい福祉課
106	03出雲	06障がい施策	02精神保健	自殺対策について	・島根県の自殺者数が毎年200人を超える全国で5～6位で交通事故死の7倍にもなる。 ・命を絶つ様々事情はあるが、行政だけではなくみんなで対応しなければならない大事なことではないか。	・自殺の原因是、体調不良、家業事業不振、家庭内不和などが複合的に重なり、多くの方は鬱を発症し自ら命を絶たれることが多いと聞いている。 ・持ち場ごとにやるべきことをきちんとやることが結果的に自殺者の減になる。 ・県庁内の連絡会や、県の関係機関を構成員とする総合的な自殺対策を協議する協議会を有しているので、そのような場で取り組みを進めていきたい。	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
107	04県央	06障がい施策	02精神保健	精神障害者手帳サービスについて	・精神障害者手帳サービスで、JR・バス半額は出来ないか。	・現状では、精神障害者保健福祉手帳所持者へのJRや広域運行バスの運賃割引制度はない。（国の通知により、身体障害者手帳、療育手帳所持者には割引制度が設けられている。） ・県では、課長名通知により、社団法人島根県旅客事業者協会に割引制度についてお願いしているところ。 ・なお、市町村営生活バスや市町村の依頼で運行される過疎バスについては、多くの場合精神障害者保健福祉手帳所持者にも割引制度が設けられている。 ・大田市では上記の制度はないが、精神障害者保健福祉手帳所持者がタクシーを利用する場合に、年間24枚を限度に50%の割引を実施している。 ・精神障害者保健福祉手帳の様式は、精神障害者保健福祉施行規則によって規定されており、県独自で変更（改正）することは困難と考えている。	精神障害者保健福祉手帳所持者に対してもバス運賃の割引が適用されるように、社団法人島根県旅客事業者協会に対して要望を行った。	障がい福祉課
108	04県央	06障がい施策	02精神保健	精神障害者手帳について	・精神障害者手帳にバーコード、QRコードを入れる事はできないか。		回答のとおり	障がい福祉課
109	04県央	06障がい施策	02精神保健	精神障がい者に生活保護世帯が多い事について	・精神障がい者の多くが生活保護世帯である現状をどう思うか。対策はあるか。	・精神障がい者は、疾患（病気）のために、離職したり就労できない状態にある方が多く、単身者の場合、年金以外の安定した収入が少ないのが現状である。 ・現状の障害基礎年金では、ぎりぎりの生活しかできないため、就労収入等他の安定的収入がない場合はどうしても生活保護を受給する方も多くなる。 ・まずは、しっかり病気を治し、仕事について収入を増やしていく事が重要と考えている。 ・なお、就労の相談については、ハローワークや障害者就業・生活センター（県下7か所）にお問い合わせ頂きたい。	回答のとおり	障がい福祉課
110	04県央	06障がい施策	02精神保健	精神障がい者グループホームについて	・グループホームに入りたくても、受け皿がなく入れない。どうしたら良いか。	・グループホームも、地域によってあるところと、数が少いところがある。サービスを出来るだけ身近なところで受け貰えるよう自前で建てるとき、あるいは物件を借りて改修してグループホームを行う際に、施設の整備を補助する取組を県で行っている。	回答のとおり	障がい福祉課
111	01松江	06障がい施策	03障害児施策	障がい児の療育について	・障がい児への対応について、学校では限界があると感じており、障がいの発見から就職に至るまで夜の時間も含めて一貫した療育の仕組みが必要と思う。 ・児童福祉法が再生され、一般相談は市町村業務となっているが、その体制は十分とは言えず、また専門相談機関である児童相談所は虐待防止対策に追われている。障がい児が成人になるまでの一貫した組織的な対応が見えない。 ・昨年度から発達障がい者に関して議論検討され、先般報告案もまとまると聞く。市町村が支援の中心を担うことや、発達障がい者支援センターの機能強化・専門性の向上、療育体制の整備などがうたわれている。個々の障がい児への対応が具体的に進むように県として適切な役割を果たして頂きたい。	・市町村では、乳幼児等に対し、主に保健師が調整役となり何らかの支援が必要な家庭に対し、関係機関と連携し対応することになっている。 ・これまで発達障がい者に対しては、制度の谷間にあり十分な対応が出来ていなかった。県の障がい者自立支援協議会の中に発達支援部会を設け、発達障がいのある子どもさんへの支援について検討し、この6月に最終報告としてまとめた。今後、ワーキンググループを立ち上げ、具体的な作業を進めていきたい。 ・個々の事例については、具体的には市町村の自立支援協議会でいろいろな支援について検討されることになる。県では市町村自立支援協議会が円滑に運営されるようコーディネータなどいろいろな形で支援していくたい。	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
112	01松江	06障がい施策	03障害児施策	保健師の役割について	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、松江市ではダウン症の会に保健師が親に付き添って参加したり、親の気持ちを聞いて対策を考えるようになっている。 ・他の市町村では保健師の活動状況も違うようで、県内や他県の市町村からも参加されると、羨ましがられたりする。 ・ダウン症でもこのような地域格差があり、障がい児の家族を支える体制の中心となる保健師の役割に地域格差がないよう指導して頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・N I C U 退院児（重症児・難病児）の情報は、各病院から県保健所へ通知され、市町村保健師が定期的に訪問ケアし、自立支援協議会を通して福祉担当部局と連携し、必要な各種福祉サービスへ繋いでいる。 ・医療依存度が高い在宅療養児の支援については、県保健所が主催する検討会が年数回開催され、障がい児とその家族への支援について関係機関で調整している。 ・島根県では、本年度より乳幼児検診スタッフ（保健師含む）を対象とした発達障がいに関する専門研修を県の西部と東部で実施している。 	回答のとおり	障がい福祉課
113	01松江	06障がい施策	03障害児施策	ペアレントメンターと訪問療育の必要性について	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ障がい児を持つ親の立場からの支援は、家族の役に立つことが多いと感じている。その際、ペアレントメンターとしての養成講座などを制度として取り入れ、行政が親を育てていくという姿勢が必要であると感じている。 ・また、保健師と一緒に家庭訪問する訪問療育を実施しており、親への安心感を充足させるのに役立っている。子どもへの虐待防止などにも有効と思うので、訪問療育の大切さを認識し、取り組んで頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児の親の立場で、障がい児家族の心理的な支援を行うペアレントメンターは、家族支援のために重要であり、メンターとして活動するために相談技術等の研修や専門機関の支援が必要であると考える。 ・このため、県ではペアレントメンターとして活動頂ける方のための研修を今年度開始できるよう、島根県自閉症児協会などと打合せを進めている。 ・訪問療育は、普段の生活の場で専門家のアドバイスを受けることの出来る良い機会である。県では、島根県療育等支援事業として、県内7圏域ごとに社会福祉法人に委託し、訪問療育を実施しているが、今後とも事業内容の充実に取り組んでいきたい。 	幼児期から学齢期の発達障がい児の家族支援事業として、平成23年度から新たに「ペアレントトレーニング」を県内3カ所で実施するほか、ペアレントメンター養成も継続する。	障がい福祉課
114	01松江	06障がい施策	03障害児施策	療育手帳について	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳を貰える年齢が、市町村によって格差がある。交付にはどういう判断基準があるか教えて欲しい。 ・本人が持つことを考えた手帳を望む。必要なない用紙が多く、大きい。できればカード化して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県間での違いについて、島根県では国が示した通知での基準（S 4 8年）に基づいて判定を行っている。他県ではいくらか対応を変更しているところがあり、島根県は若干厳しいのではないかとのご指摘を頂くことがある。 ・療育手帳の様式は、手帳の交付要綱に基づいている。療育手帳には今までの支援の経緯などを記入する欄を設けており、保護者や関係者が記録を書き込み、活用できるようページ数が多くなっている。 ・単なる身分証明書ではなく、こうした機能面も考えており、カード化については、当面実施する予定はない。 	回答のとおり	障がい福祉課
115	01松江	06障がい施策	03障害児施策	ぶれジョブの支援体制について	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児は働く能力がないのではないかと決めつけられるがちであるが、他県では先進的に小学4年生頃から地域商店街で放課後などサポーターをつけて働く体験をしている。（ぶれジョブ） ・松江市内でも、昨年から商店街で試行を始めている。こうした年少期から働くチャンスを与えて貰えるような支援体制を県でも取り組んで貰いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ぶれジョブの活動は、小学校・中学校の在学中から地域で商店や企業での職場体験を重ねることができ、障がいのある子どもを支える地域づくりにつながる取組であると考える。また、安全確保や関係づくり、サポーターの募集などには市町村や地域の諸団体の協力が不可欠と考える。 ・基本的には各市町村の取組と考えるが、県でもこういった活動を県民の皆様や職業団体の方々にも広く知つて頂ける取組をしていきたい。 ・江津市でもぶれジョブの活動が行われている。昨年度もサポーターチームとして市内13社に協力頂いたと聞いている。 	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
116	07隱岐	06障がい施策	03障がい児施策	障がいのある子ども達の放課後及び休日の支援の充実について	<ul style="list-style-type: none"> ・隱岐の島町での障がいのある子どもの放課後等の支援は、ハッピーアフタースクール、タイムステイ事業、保育所での学童保育の3つある。 ・タイムステイには送迎サービスがない、学童保育は子どもの障がいの状態によってはあまりよい環境ではない、タイムステイ以外は土日祝日が閉所となるなど課題がある。 ・ニーズに対応したサービスができないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在隱岐圏域には、児童デイサービスの提供されていないが、このサービスは、療育の専門指導員が配置できる、特別支援学校に通う子どもも対象になる、全国的に見れば送迎もセットになっているなどの充実したサービスが提供できるので、自立支援協議会において、取り組みを検討していただきたい。 ・やり方によって柔軟な取り組みができるという考えがあれば、島根子育て支援プラス事業という事業があり、既存の補助制度では対応できないニーズに、市町村が単独で取り組む場合財政的に援助しようというもの。 	児童デイサービス指定事業所なし (H23.3現在)	障がい福祉課
117	04県央	06障がい施策	04失語症対策	失語症者への会話パートナーの養成について	<ul style="list-style-type: none"> ・失語症の方は、自分の意思を伝えられず、正しい情報を得られなかつたりして社会から阻害されることが多い現状がある。言葉に関する能力に障がいが残る状態が多く、社会参加の機会が減り、孤立しがち。 ・失語症の事を良く知り、失語症の人と一緒に会話し、周囲の人達との楽しく有意義なコミュニケーションを促進し、地域社会との仲立ちをし、会話の手助けをする人を、「会話パートナー」として養成する方法はないだろうか。横浜では、そういう事例がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・失語症については、専門的リハビリは言語聴覚士の担われるところ。生活全般について、言語聴覚士がカバーセルバースのなかなか難しく、いろいろな場で生活全般にわたりサポートされる役割としてこういう「会話パートナー」のような活動もあると思っている。 ・調べたところ、横浜市や千葉県我孫子市の取組を承知している。会話パートナーの役割は、失語症の方の言いたいことを引き出し、逆に情報を分かりやすい形で伝えるということ。ボランティアとして取り組まれているとの事。このような取組は全国でもまだ僅かであり、都道府県ではない。 ・失語症は、高次脳機能障がいとかなり重なる部分もある。高次脳機能障がいは、現在の障がい者制度の谷間となっていると言われており、国の方で今後どう対応していくかが大きな論点になっている。その中で、失語症についても併せて考えていくことが出来ると考えており、我々も関心を持って検討の推移を見守っていきたい。 	回答のとおり	障がい福祉課
118	02雲南	06障がい施策	05障害者団体	身障協会について	<ul style="list-style-type: none"> ・県で障がい手帳を交付した数、雲南省での手帳交付数を教えてほしい ・身障手帳所持者のうち協会への入会者が少ない。市からの補助金もその殆どを県の協会へ会費として納めることになり、殆ど事業ができない状況である。個人情報保護の観点はあるが、可能な範囲で教えて貰えると会員募集にも歩ける。よろしくお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域ごとの数字までは本日は不明だが、県全体では身体障害者手帳所持者数が約4万人弱。4分の3の約3万人が65歳以上の高齢者。知的障がい者の療育手帳は県全体で約6千人。精神障がい者の場合は手帳の所持者数と障がいのある方の実態には乖離があると思う。 ・障がい福祉を進める上で、障がい者団体の方が自ら組織、活動され意見を出されることは大切なこと。現在国では、新しい障がい者福祉の総合的な法律を作ろうということで検討中。まだ、議論の結論までに至っていないが、その中で障がい者団体の組織作りの中で行政から何か応援は出来ないかという議論が進んでいると聞いている。今後の検討推移を見守っている。 	回答のとおり	障がい福祉課
119	02雲南	06障がい施策	06バリアフリー	身体障害者駐車場について	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者駐車場のスペースは4級以上でないと使えないが、5級でも不自由な方で、使えたならよいと思う方がいる。枠を広げる方向で考えられないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県は「思いやり駐車場」という名称で実施している。 ・下肢に障がいがある場合は、5級や6級でも対象となる。障がいの区分によって対象となる級は異なるので、個別にご相談いただきたいと思う。 	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
120	02雲南	06障がい施策	06バリアフリー	身体障害者駐車場制度の周知について	・市では、上記の詳しい情報がおそらく窓口で分かっていない。情報伝達、周知に努めていただきたい。	・この取組は、県を超えて鳥取県とも一緒に行っている。さらに広げていこうと考えているので、制度の周知に努めていきたい。	回答のとおり	障がい福祉課
121	04県央	06障がい施策	06バリアフリー	思いやり駐車場について	・制度改正があり、利用範囲が拡大したが、思いやり駐車場の設置数が少ない。増設をお願いしたい。 ・また、障がい者用駐車スペースに健常者の駐車も立つ。皆さんに良く分かるよう看板の設置、標示や路面の色分け、広報活動など、制度への理解が広がるような対策をお願いしたい。	・駐車場設置者に対し、思いやり駐車場を設置して貰えるようお願いしているところ。数的にも決して十分であると思っておらず、引き続き働きかけていきたい。 ・また、利用促進のためにも一般県民の方に対しても制度の普及啓発に努めでききたいと考えている。鳥取県とは同様の制度の取組も始めており、まもなく山口県との連携も始めていく。一層利便性が高くなるよう今後とも強化して参りたい。	回答のとおり	障がい福祉課
122	04県央	06障がい施策	06バリアフリー	石見銀山観光の車いすへの対応について	・車いす貸し出し等のサービスの周知が充分されていない。 ・また、障がい者をサポートできる観光地となるためには、関係団体との協議の場が必要と考える。	・バリアフリー観光に関する情報発信に関しては、松江にあるNPO法人プロジェクトゆうあいの協力を得て行っている。そこのホームページに石見銀山には貸出用車いすがあることも紹介されているが、更なる周知の充実に向けて何ができるか相談したい。地元観光関係者の協力もお願いしたい。 ・より良い観光地としていくために関係者で協議することは大切であり、協力をお願いしたい。	回答のとおり	障がい福祉課
123	04県央	06障がい施策	06バリアフリー	障がい者用トイレの現状について	・障がい者用トイレは、健常者用トイレと比べて設置箇所が少ない。 ・中には、手すりの設置位置や、入口の段差などにより使いにくいものもある。 ・今後障がい者用トイレの設置や改修等を行う場合、当事者との協議の場を持ち、意見が反映されることを要望する。	・県として、個々の設置状況までは把握できていないのが実情。 ・バリアフリー新法やひとにやさしいまちづくり条例により、障がい者用トイレの設置基準が定められているので、これに沿って整備していく。 ・障害者にとって使いやすいトイレとするためには、障がい者の意見も聞きながら整備をしていく事は重要と考えており、設置者にも協力をお願いしたい。	回答のとおり	障がい福祉課
124	04県央	06障がい施策	06バリアフリー	車いすマーク等の販売について	・車いすマーク（国際シンボルマーク）や身体障がい者標識（四葉マーク）は量販店などで購入できるため、悪用される場合がある。 ・車両にマークを付ける場合は、許可を得るような制度を検討頂き、島根県から全国発信して頂きたい。	・平成20年12月から運用を開始した思いやり駐車場は、身体障がい者等用の駐車場を利用できる人を明らかにする事により、真に必要とする人が利用しやすくなる事を目的として導入したもの。 ・利用証の発行に当たっては、身体障がい者手帳、特定疾患医療受給者証、介護保険被保険者証、診断書などを確認する事により、駐車場の必要性を審査している。 ・現行制度の普及啓発に努める事が重要であると考えており、これとは別の制度をつくる事は考えていない。	回答のとおり	障がい福祉課
125	07隠岐	06障がい施策	06バリアフリー	思いやり駐車場について	・ショッピングセンターなどの入口の近いところでスペースを確保してほしいという意見を聞くが、まだ、ご協力いただいているという現状。 ・今後の働きかけと取り組み、など現状と認識について伺いたい。	・設置数が伸び悩んでおり、設置を促していくと考えている。 ・隣県でも似たような制度があるので、お互いに相互乗り入れできるようにして、障がいをお持ちの方や妊婦さん等必要とされる方が喜んでいただけるような設置を進めたい。	思いやり駐車場の協定施設数は267施設（平成22年12月現在）となっている。 なお、中国地方では、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、愛媛、高知の7県で相互利用ができるようになっている。	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
126	01松江	06障がい施策	07その他	タクシー券と移動支援の関係について	・松江市では、以前から通院の際のタクシー券があるが、移動支援事業との関係はどうなっているか。	・松江市が実施している福祉タクシー利用券による助成は、重度の障がい者が通院・リハビリにタクシーを利用する際の運賃を助成するもの。松江市が実施している個別の移動支援とは別の制度であり、併用も可能である。	回答のとおり	障がい福祉課
127	05浜田	06障がい施策	07その他	地域の支援力について	・障害のある方は、地域で支えることで就労が継続したり地域で暮らせる。 ・最近、浜田市は安心安全であることに敏感であり、グループホームの入居者が町を歩いて不審者として間違われ、不審者情報としてメール配信されるというようなことがあった。 ・特に発達障がい、認知症の方が地域で暮らすのが難しくなり、やはり施設にということになるのではないかと危惧している。地域住民一人ひとりの意識に対して啓発が必要ではないか。 ・鳥取県では、障害者に対する理解を促進する講習を受講した方が、ハートマークのバッジをつける。ぜひ県内でも行っていただきたい。	・施設から地域生活へという大きな流れがあり、安全・安心も図りつつ地域生活への移行とノーマライゼーションの実現を図るということが必要。 ・鳥取県の取り組みは、例えば、発達障がいは、どういう障がいでどういう行動特性があるか、県民みんなが知って、その上でできるサポートがあればやりましょうという、障がいの種別毎に細かく地道に繰り返すというもので、一緒に啓発活動に取り組まないかという提案をいただいている。 ・一般的な意味での広報と個別のしっかり理解し合える広報活動が必要だと考える。	鳥取県が平成21年から取り組んでいる「あいサポート運動」について、島根県も平成23年度から共同事業として取り組み、障がいに対する理解促進・啓発を図っていく。	障がい福祉課
128	06益田	06障がい施策	07その他	オストメイト社会適応訓練について	・県からの委託事業で、オストメイト社会適応訓練事業を実施している。県財政が逼迫しているが、引き続き支援を継続して頂きたい。	・オストメイト社会適応訓練事業とは、人工肛門とか人工膀胱を造設された方について、装具の正しい使い方とか社会生活に必要な基本的事項について相談に応じるという事を目的に、日本オストミート協会島根県支部に委託して県内7か所で実施している。 ・今年度も昨年と同様わずか40万円であるが、予算を準備し、事業実施しご協力頂いているところ。	回答のとおり	障がい福祉課
129	06益田	06障がい施策	07その他	意見交換会の開催について	・公聴会とは別に、各課長と事業所や団体と意見交換する場を是非設けて頂きたい。年に一度くらいは益田圏域でそういう機会があつても良いと思う。	・昨年、「あゆみの里」に行き、いろいろお話しさせて頂いた。圏域ごとにいろいろな意見があるので、一概には言えないがこういった意見交換のような場には出来るだけ多くの皆様にお集まり頂き、各課題の議論や情報交換することに意義がある。また、分野ごとにしっかりとやっていく事も必要。課長出席がよい場合のほか、担当者が岡かけた方が良い分野もあると思う。状況に応じて、市町村の方と一緒に考え、対応して参りたい。 ・圏域での団体の方へのご案内、出席者については一緒ではない。それぞれの圏域で事情があり、最初の頃の出席、欠席がそのまま続いているという事があるかもしれない。 ・今後こういう事も含め、どういう会議の運営、資料の出し方をするのか併せて検討したい。介護保険の話では、施設の皆様方と非常に具体的な議論をする。そういう場は別に持っている。圏域ごとにどういう方に出て頂ければ良いのか考えていただきたい。	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
130	07隱岐	06障がい施策	07その他	情報提供について	・現在でも、医療・福祉等のサービスの存在を知らない方がおられるようだ。 ・様々な機会を使ってきめ細やかな情報を提供をお願いする。	・基本的、一般的な障害者福祉サービスについては啓発資料を作成したり、県のホームページに掲載している。 ・障がい福祉サービスは、市町村が単独で取り組まれるものも多いため、市町村独自のものも含め市町村でPRしていただきたい。	回答のとおり	障がい福祉課
131	06益田	08その他 (共通)	01県の組織	行政組織の縦割りについて	・民間企業では、テーマに応じてプロジェクトチームを組んで、テーマがなくなれば解散する。これは縦割りを消す横の繋がり。こういう機動力が行政には少ないので、プロジェクトチームについても考えてほしい。	・健康福祉部の仕事については、様々な業務をいろいろな部署でやっている状況で、どんな切り口でやっていくのか難しい面がある。例えばがん対策も健康推進課と医療政策課で重なっており、どんな形でやったら良いのか、時々組織も変えて模索している。 ・今やろうとしていることを一番早く確実にやっていくことを考えると、ご指摘のとおりプロジェクトチームを作ることについてもやっていく必要があると思う。行政は、一旦決めた組織を壊しにくいというのは、ご指摘のとおりであると思う。フレキシブルに、一番良い手立てを考えていく必要がある。	回答のとおり	健康福祉総務課
132	01松江	08その他 (共通)	02公聴会	公聴会での意見の反映について	・意見を述べることの意義を疑問に感じている。昨年、一昨年にも後でまた話し合いましょうと言われたが、実現せずに県の方は異動になってしまった。 ・意見が少しでも反映されたら知らせて貰うなど、意見を述べた努力が報われるような対応をして欲しい。	・こうした意見交換の場は大切であると考えている。 ・公聴会の場でお聞きした意見については、意見・回答の概要に加えてその後の措置状況等を記入した資料を作成し、出席された団体あてに送付するとともに、県のホームページにも掲載しているので、ご理解頂きたい。 ・この公聴会とは別に、障がい者団体の方々と健康福祉部長との意見交換会を8月下旬に予定している。	回答のとおり	障がい福祉課
133	06益田	08その他 (共通)	02公聴会	公聴会の提出データについて	・参考資料のデータに平成20年のものがあり、データとして古すぎる。最新の数字を出すのが手間がかかるので、今ある数字を使っておこうという印象である。	・今回のデータには公表できる数字を提出している。 ・集計中の数字や未確定の数字も持っているが、今回は公表できる数字を示しているので、ご理解いただきたい。 ・いろいろな議論に出来るだけ直近の数字、データを示すべきだというのはご指摘のとおりであると思う。	・可能な限り、直近のデータ等を資料として提示していきたい。	健康福祉総務課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
134	06益田	08その他 (共通)	02公聴会	公聴会意見 のフォローアップ、開催のあり方等について	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年の公聴会意見がその後予算措置されたとか、こうなったとかのフォローアップはどうなっているか。 ・益田圏域は他の圏域と比べここが良いとかこれを課題と考えているとかということを行政から提出して貰い、圏域の地域づくりに生かすことを考えていくべきではないか。 ・益田圏域の公聴会では、介護保険関係団体の参加がない。理由は如何。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年も同様のお話しがあり、第一歩として圏域ごとのデータ比較を作つてみたところ。資料づくりを工夫していくことと併せ、圏域でお聞きした話をどう生かしていくのが一番良いのか考えて参りたい。 ・数字で見ると、益田圏域は平均的な数字である。 ・圏域での団体の方へのご案内出席については、それぞれの圏域で事情があり、公聴会が開始された当初の出席・欠席がそのまま続いているということがあるかもしれない。 ・介護保険においては、事業者の皆様方と具体的な議論をする場を公聴会とは別に持っている。今後、会議の運営や資料については併せて検討していきたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・益田圏域は他圏域に比べ、健康づくりの組織が非常に良く整い、地域の力を引き出すのが上手だと思う。 ・例を挙げると平成13、14年頃は、益田は県下の自殺死亡率がトップであった。そのころ地域から自殺のことをもっと勉強しなければという声が上がり、組織やいろいろな場で勉強された。その結果、他圏域が横ばいなのに益田圏域は自殺死亡率が年々下がっている。 ・こうした地域の力を利用して、地域保健の分野でいうと、先ほどからご提案のあったがん検診の受診率を上げていくことを一つファクターとして取り組めば、どんどんやっていける要素はあると思う。いろんなデータ特に自殺死亡率を見ると、益田圏域は地域の繋がりが非常に強いし、それを前向きに活かせる圏域なので、良い方向に進むよう力を貸していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公聴会でお聞きした意見については、意見、回答の概要に加えその後の措置状況等を記入した資料を作成し、出席された方あてに送付している。 ・出席される方へのご案内については、毎年度見直しをしている。介護保険関係団体の方への出席についても働きかけたい。 	健康福祉 総務課
135	01松江	08その他 (共通)	03その他	健康福祉部 の運営方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度の運営方針について、もう少し具体的に数値目標とか示されなければ、どう評価して良いか分からず。 ・保健所の問題など、重要なと思うが今後保健所業務をどのように考えられているか全く見えてこない。あり方の検討等は慎重にお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部の運営方針は非常に概略的に書いているので、ご理解しづらい点、分かりにくい点があると思う。特に保健所の事についてご指摘頂いたが、保健所は昨年の新型インフルエンザなど健康危機管理の問題などをローズアップされている。 ・国においては、地域保健方針の検討が始まったところ。先ほど紹介した健康危機管理等について今後のあり方の検討を始めている。こういった動向を見ながら、県としても今後の動向を見極めていきたい。 	回答のとおり	健康推進 課